

CLAIR REPORT No.542

フランスの子育て支援政策について

Clair Report No. 542 (September 4, 2023)

(一財)自治体国際化協会 パリ事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例など、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御意見等を賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた
場合を除く、本誌からの無断複製・転載は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

内閣府が発行している「令和4年版 少子化社会対策白書」によると、日本における年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期の1973年には約210万人であったが、1975年に200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けた。1984年には150万人を割り込み、1991年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。2020年の出生数は、84万835人となった。

同じく合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。1989年にはそれまで最低であった1966年（丙午：ひのえうま）の1.58を下回る1.57を記録し、さらに、2005年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。その後、2015年には1.45まで上昇したものの、2020年は1.33となり、前年の1.36を0.03ポイント下回った。¹

また、厚生労働省が令和5年2月28日に発表した人口動態統計速報（令和4年（2022年）12月分）によると、令和4年（2022年）の出生数は799,728人で過去最少²となり、少子化対策が喫緊の課題となっている。

また、共働き世帯の増加などにより、地方自治体では保育園の待機児童問題に代表される子育てに対する社会的な支援不足が問題となっており、子育て世代へのサポート体制が課題となっている。

そのような状況の中、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づく「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、第208回通常国会で成立し³、2023年4月に子ども家庭庁が創設、子育てに関する政策の一元化が図られようとしている。

一方、フランスにおいても日本と同様に1970年代以降出生率の減少が続いたが、1990年代半ばから上昇し、そこから緩やかに減少したものの先進諸国の中では高い水準を保っている。

本レポートでは、日本と共通の課題を持ちながら出生率が改善された、フランス政府の子育て政策及び自治体の取組について調査し紹介する。ここで紹介するフランスの取組が、日本の地方自治体が今後、子育て支援を展開していく上での一助となれば幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所長

¹ 内閣府「令和4年版 少子化社会対策白書 全体版（PDF版）」

[<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04pdfhonpen/r04honpen.html>]（最終検索日：2023年3月20日）4-5頁

² 厚生労働省「人口動態統計速報（令和4年12月分）」

[<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2022/12.html>]（最終検索日：2023年3月20日）

³ 内閣官房「こども政策の推進（こども家庭庁の設置等）」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html]（最終検索日：2023年3月23日）

目次

概要.....	1
第1章 フランスにおける人口動向及び合計特殊出生率.....	2
第1節 対象分野.....	2
第2節 フランスの人口動向及び合計特殊出生率.....	2
1 人口動向.....	2
2 合計特殊出生率の動向.....	3
(1) 全体的な動向.....	3
(2) 移民の出生率の寄与度.....	8
第2章 フランスの家族政策について.....	9
第1節 フランスの家族政策に係る考え方.....	9
第2節 子育て支援政策の歴史.....	9
第3節 幼児教育の義務教育化.....	12
第3章 フランスの家族政策を担う関係機関.....	13
第1節 フランスにおける地方自治体の事務配分.....	13
1 フランスにおける地方自治制度について.....	13
2 地方自治体の権限.....	14
(1) 地方自治体の一般権限規定.....	14
(2) 事務配分.....	15
第2節 家族政策に係る国・県・コミューンの役割.....	16
1 国.....	16
2 家族・子ども・高齢者高等評議会.....	18
3 州.....	18
4 県.....	18
5 コミューン及びコミューン間広域行政組織.....	19
第3節 家族政策に係る国・県・コミューン以外の機関.....	20
1 家族手当金庫.....	20
2 全国家族協会連合（UNAF）.....	20
3 アソシアション.....	21
第4節 家族政策における給付.....	21
第4章 フランスにおける保育施設及び保育サービス.....	23
第1節 集団託児.....	23
1 集団保育所（crèche collective）.....	23
2 一時保育所（halte-garderie）.....	24
3 家庭保育所（crèche familiale）.....	24
4 親保育所（crèche parentale）.....	24
5 子ども園（jardin d'enfants）.....	24
6 小規模保育所（micro- crèche）.....	25

7 複合保育施設 (multi-accueil)	26
8 幼稚園 (école maternelle)	27
第2節 個別託児	27
1 認定保育ママ (assistante maternelle)	27
2 居宅訪問型保育 (garde à domicile)	28
3 共同居宅訪問型保育 (garde à domicile partagée)	28
第5章 仏自治体における事例	29
第1節 ヴァル・ド・マルヌ県	29
1 自治体の概要	29
2 ヴァル・ド・マルヌ県での子育て政策に関する経緯	30
3 ヴァル・ド・マルヌ県の保育施設の概要	33
(1) 県が管轄する保育施設	34
(2) コミューンが管轄する保育施設	34
4 保育士の人材確保	34
(1) 現状	34
(2) 人材確保に向けた取組	35
ア 県レベルでの対応	35
イ 国レベルでの対応	36
5 職業訓練	36
6 保育施設が社会統合に果たす役割	36
7 ヴァル・ド・マルヌ県の先進的な取組	37
第2節 パリ市内の幼稚園の事例	38
1 自治体の概要	38
2 幼稚園の施設概要	38
3 幼稚園における体制	43
4 幼稚園での学習内容	44
5 フランス語が話せない生徒への対応	46
6 3歳からの幼稚園義務教育化	46
おわりに	47
参考文献	49

概要

本稿では、EU 諸国で最も高い出生率を誇るフランスにおいて、これまで子育て支援政策としてどのような取組が実施されてきたかに触れつつ、当該分野における国や地方自治体の役割、保育施設の種類等を示し、フランスの地方自治体における先進的な政策や現在直面している課題などを紹介する。

第1章では、序論として、フランスの人口動態の現状を踏まえながら、フランスの出生率について、国際的な比較を用いながら紹介する。また近年低下傾向にあるフランスの出生率について、その背景についても併せて説明する。

第2章では、フランスにおける家族政策に関する考え方やこれまでどのような政策がとられてきたかについて紹介する。加えて、2019年から開始された3歳からの義務教育化について紹介する。

第3章では、フランスの国と地方自治体の一般的な権限配分を紹介しつつ、その中で子育て施策について、各レベルの自治体や他の公的機関がどのような役割を果たしているかについて説明する。

第4章では、フランスにおける託児形態について、集団保育と個別保育に分けて、施設の種類とそれぞれの施設の運営や利用方法について紹介する。

第5章では、子育て施策に力を入れている、ヴァル・ド・マルヌ県における取組について、現地で実施したヒアリング調査の結果に基づき紹介する。併せて、視察・ヒアリング調査を実施したパリ市内の幼稚園の概要についても紹介する。

最後に、フランスの子育て施策から見えた、日本とフランスの共通課題や日本における少子化対策への示唆となる点について考察する。

第1章 フランスにおける人口動向及び合計特殊出生率

第1節 対象分野

本レポートにおいては、フランスにおける子育て支援に係る政策のうち、主に学齢期前の乳幼児に関する保育施設及びそれに関する地方自治体の取組を調査対象とする。

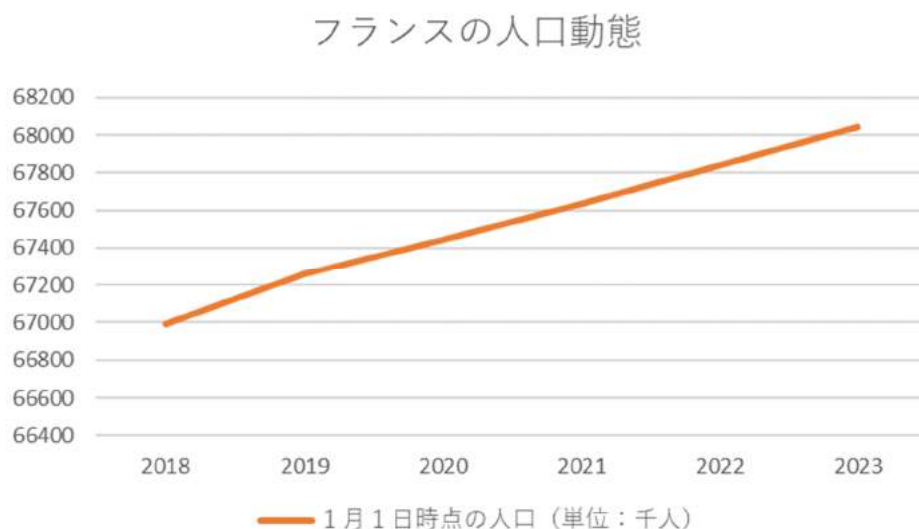
第2節 フランスの人口動向及び合計特殊出生率

1 人口動向

図1－1のとおり、近年フランスの総人口は一貫して増加を続けている。この増加は、移民の流入と高い出生率に要因があるとされる。

特に、合計特殊出生率（以下「出生率」という。）については、2（1）で後述するように、フランスの出生率は先進国の中でも高くなっている。図1－2のとおり、日本とフランスの出生率を比較しても、2020年における日本の出生率が1.4を下回っているのに対して、フランスの出生率は1.8近くを維持している。

しかし、フランスの総人口は、フランス国立統計局の予測統計によれば、引き続き2044年まで増加を続けると見られるが、2044年の6,930万人をピークにその後人口は減少に転じると見込まれている。これは、高い出生率を誇るフランスにおいても、近年出生率が減少傾向にあることが挙げられる。表1－1のとおり、2070年には総人口は6,810万人まで減少すると予測されており、同時に人口の高齢化が進むことにより、64の県において、65歳以上人口の割合が30%を超えるとの予測がある。⁴



（図1－1）フランスの人口動態⁵

⁴ [Démographie : 69.3 millions d'habitants en France en 2044 | vie-publique.fr](https://vie-publique.fr/fr/statistiques/6687000)

⁵ Insee, Bilan démographique 2022, [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6687000>]（最終検索日：2023年3月23日）より著者作成



合計特殊出生率 [OECD]

(図 1 - 2) 日本とフランスの合計特殊出生率⁶

(表 1 - 1) フランスの 2021 年から 2070 年までの人口予測 (中央シナリオ)⁷

2021年から2070年までの人口予測 (中央シナリオ)

年	1月1日の人口 (千人)	割合(%)				
		0-19 歳	20-64 歳	65-74 歳	75-84 歳	85 歳以上
2021	67,407	23.9	55.4	11.2	6.1	3.4
2030	68,554	22.4	53.7	11.4	8.8	3.7
2040	69,224	21.2	52.4	11.6	9.4	5.5
2050	69,208	21.5	51.2	10.9	9.9	6.4
2060	68,675	21.0	50.9	11.0	9.7	7.4
2070	68,103	20.2	50.9	11.1	10.0	7.8

2 合計特殊出生率の動向

(1) 全体的な動向

フランスの出生率は、EU 諸国の中で最も高い。表 1 - 2 のとおり、フランスの出生率

⁶ OECD, Fertility rates, [<https://data.oecd.org/pop/fertility-rates.htm>] (最終検索日 : 2023 年 3 月 14 日) より著者作成

⁷ Ined, Projections de population de 2021 à 2070. Scénario central, [<https://www.ined.fr/fr/tout-savoir-population/chiffres/france/evolution-population/projections/>] (最終検索日 : 2023 年 3 月 6 日) より著者作成

は、1.83（2020 年）であり、これに続く国は、ルーマニアで 1.80、デンマーク 1.68 となっている。⁸

（表 1－2）EU における出生率（2020 年）⁹

国	合計特殊出生率
ドイツ	1.53
オーストリア	1.44
ベルギー	1.55
ブルガリア	1.56
キプロス	1.36
クロアチア	1.48
デンマーク	1.68
スペイン	1.19
エストニア	1.58
フィンランド	1.37
フランス	1.83
ギリシャ	1.39
ハンガリー	1.59
アイルランド	1.63
イタリア	1.24
ラトビア	1.55
リトアニア	1.48
ルクセンブルク	1.36
マルタ	1.13
オランダ	1.54
ポーランド	1.39
ポルトガル	1.41
チェコ	1.71
ルーマニア	1.80
スロバキア	1.59
スロベニア	1.59
スウェーデン	1.67
EU27か国	1.50

⁸ <https://www.vie-publique.fr/fiches/37962-politique-familiale-et-natalite>

⁹ Insee, Indicateur conjoncturel de fécondité, [<https://www.ined.fr/fr/tout-savoir-population/chiffres/europe-pays-developpés/indicateurs-fecondite/>]（最終検索日：2023 年 3 月 10 日）より著者作成

- 15 歳～50 歳の女性数
- 20～40 歳の女性数
- 出生数
- 女性 100 人あたりの合計特殊出生率（右目盛）

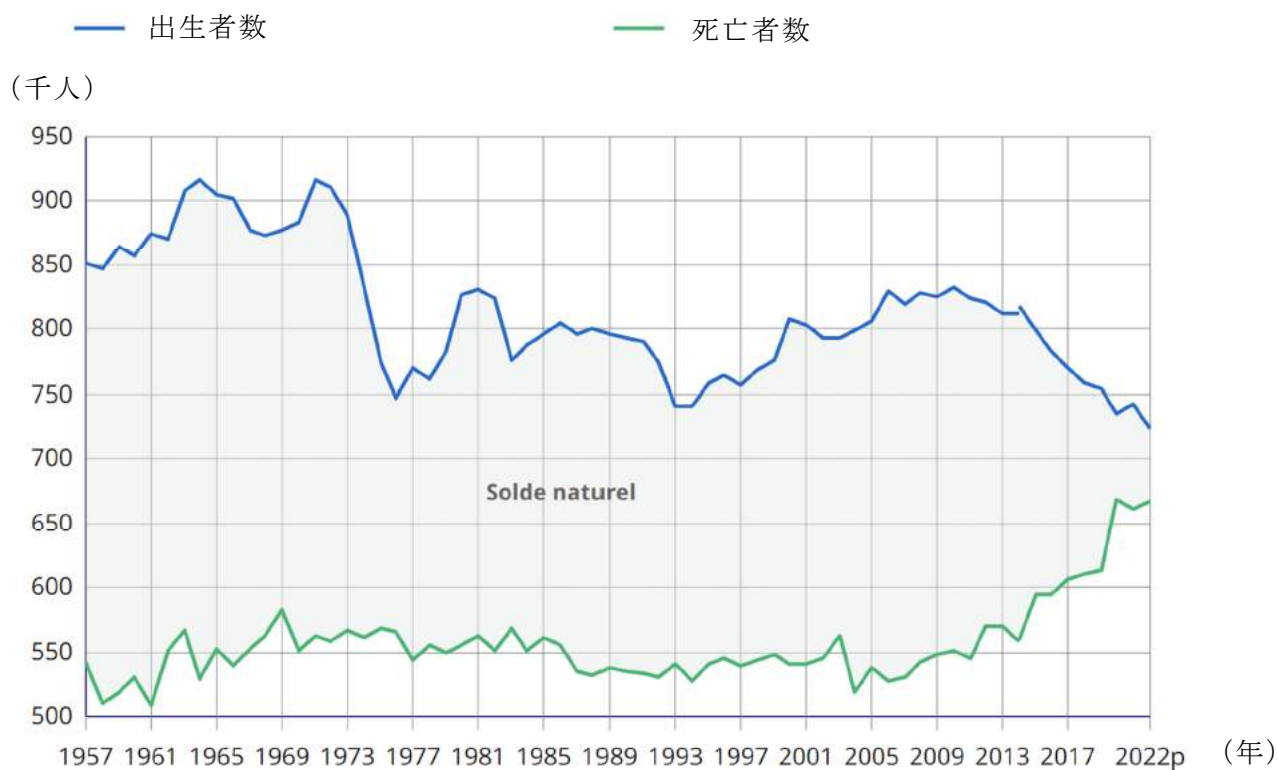
1995 年を 100 とした場合の割合

女性 100 人あたり



(図 1 - 3) フランスの出生数、出産可能年齢の女性、及び合計特殊出生率¹⁰

¹⁰ Insee, Bilan démographique 2022, [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6687000>]
(最終検索日：2023 年 3 月 6 日) より著者作成



(図 1－4) フランスの 1957 年以降の出生数と死亡数¹¹

しかし図 1－3 からわかるとおり、フランスにおいても 2014 年から出生率、出生数ともに低下傾向にあり、2014 年に 81 万 8,600 人だった出生数が、その後 80 万人を割り込んで、2015 年は 79 万 8,900 人、2016 年に 78 万 3,600 人、2017 年に 76 万 9,600 人、2018 年に 75 万 8,600 人、2019 年に 75 万 3,400 人となっている。

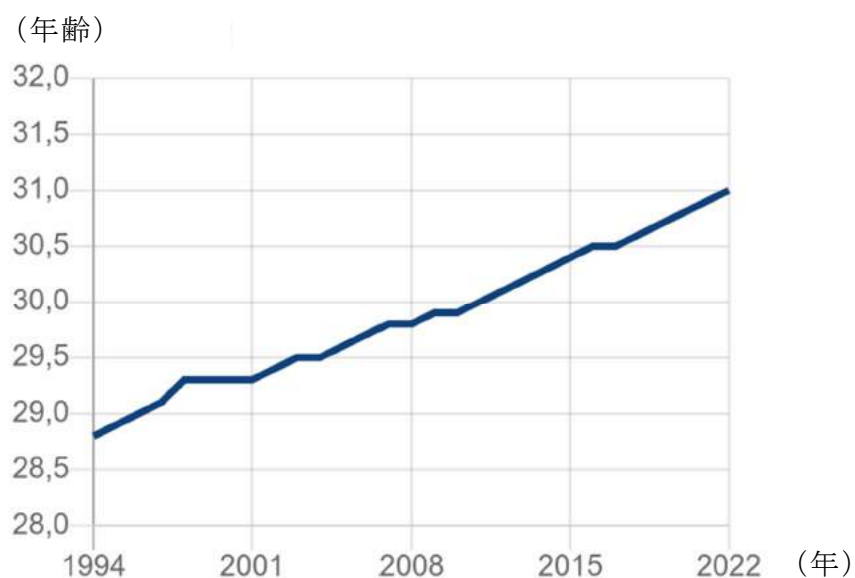
2020 年には出生数が 73 万 5,200 人となり、1945 年以来最低の出生率となった。2021 年に出生数が一旦回復したものの、2022 年には再び減少に転じ、72 万 3,000 人の出生数と歴史的な低水準となっている。

この出生数の減少傾向に連動し、フランスの出生率も 2014 年以降減少傾向にあることが図 1－2 からわかる。2010 年代前半の出生率が 1.9 を超えていたことから、引き続き現在でも他国と比べればフランスの出生率は高い状況にあるが、傾向としては減少しているという点は見逃せない。

この要因の一つとして、フランスにおける女性の出産年齢が、他の先進国と同様に高齢化していることが考えられる (図 1－5)。全ての出産を合わせた出産時の平均年齢は、1975 年のフランスで 26.7 歳だったが、1977 年以降この平均年齢は上昇を続けており、1988 年には 28 歳、2010 年に 30 歳となり 2018 年には 30.7 歳に達している。フランスで

¹¹ Insee, Bilan démographique 2022, [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6687000>]
(最終検索日：2023 年 3 月 4 日) より著者作成

は、1970 年代以降、30 歳以上の女性の出生率が上昇している。



(図 1－5) フランスにおける平均出産年齢¹²

(表 1－3) フランスの男女別総出生数¹³

男女別総出生数				
年	合計	男	女	男女比(女を100とした場合)
2012	790,290	404,774	385,516	105.0
2013	781,621	400,149	381,472	104.9
2014	781,167	399,284	381,883	104.6
2015	760,421	389,181	371,240	104.8
2016	744,697	381,310	363,387	104.9
2017	730,242	373,716	356,526	104.8
2018	719,737	369,121	350,616	105.3
2019	714,029	364,924	349,105	104.5
2020	696,664	356,389	340,275	104.7
2021	701,819	358,833	342,986	104.6

注) 本表の数値は、フランス本土のみの数値となっているため、本文中の出生数より少なくなっている。

¹² Insee, Âge moyen de la mère à l'accouchement, [https://www.insee.fr/fr/outil-interactif/5367857/tableau/20_DEM/22_NAI] (最終検索日：2023 年 3 月 9 日)

¹³ Ined, Naissances totales par sexe, [<https://www.ined.fr/fr/tout-savoir-population/chiffres/france/naissance-fecondite/naissances-sexe/>] (最終検索日：2023 年 3 月 7 日) より著者作成

（２）移民の出生率の寄与度

上記のとおり、EU 諸国の中で高い出生率を誇るフランスであるが、この高い出生率は、移民の出生率が高いことが要因ではないかということが度々取りざたされる。この節では、フランス国立人口研究所の報告書¹⁴を踏まえて、フランスの出生率における移民の出生率の寄与度について触れたい。

フランスの国勢調査によると、2017 年のほぼ 5 人に 1 人（19%）が移民の母親による出産（76 万人のうち 14 万 3,000 人）だった。この割合は、2009 年には 16%であったことから、移民の母親による出産が増加していることは確かである。

これを、全ての女性が一生で何人の子どもを産むかという出生率にして見た場合、2017 年にはネイティブのフランス人の出生率が 1.8 人であるのに対し、移民の女性は 2.6 人の子を出産している。しかし、フランス全体の出生率は 1.9 であり、移民の出生数の多さにより、出生率が 0.1 引き上げられたことは認められるものの、その影響は大きくないことがわかる。

したがって同報告書は、「フランスがヨーロッパでもっとも高い出生率を誇っているとすれば、それは移民によるものというより、ネイティブのフランス人における出生率の高さによる」と結論づけ、またこのネイティブのフランス人における出生率の高さは、フランスが長年幅広いコンセンサスの下に実施してきた家族政策が大きく貢献しているとしている。

以下に、その家族政策の歴史と概要を見ていくことにしたい。

¹⁴ population.et.societes.568.2019.fecondite.immigrees.fr.pdf (ined.fr)

第2章 フランスの家族政策について

第1節 フランスの家族政策に係る考え方

フランス政府法律・行政情報局（Direction de l'information légale et administrative (DILA)）によれば、「家族政策」という言葉には、家族が子どもを育て、出産・教育により生じる経済的負担を軽減するために、国、地方自治体（県など）、それに社会保障機関が実施する全ての措置が含まれる。

このような措置は親に対して直接支払われる手当金（家族手当（allocations familiales）、新学年手当等）だけでなく、託児や子育てを容易にするための施設（保育所、親子受け入れ施設など）に対して支払われる公的補助の形を取ることもある。

家族政策に課された目標は多数あるが、フランスにおいては、従来から特に次の2つが強調されている。

- ・出生率上昇政策により世代交代に寄与する
- ・出産・教育による出費の負担を軽減し、家族の生活レベルを維持する

1990年代以降は、社会の変遷に直面し、家族を支援していくために、新たに2つの目標が加わっている。

- ・乳幼児の親が仕事を続けられるよう、家族生活と職業生活の両立を図る
- ・子どもの教育問題や子どもとの関係において困難に直面している家族を支援するために、子育てに対する支援を行う

このように目標が変化しているということは、家族政策が家族の形態の変化（ひとり親世帯の増大）に応える実践的なものであることを示しているが、同時に子どもを欲しいという気持ちと、家族生活と職業生活を両立させたいという家族の要望も反映している。この目標を達成するために、家族政策は多くの関係者（家族手当金庫、県など）や多様なツール（現金支給、託児施設や子育て支援施設に対する財政的援助）を用いている。¹⁵

第2節 子育て支援政策の歴史

フランスでは、国が家族政策を担うようになる前の19世紀末頃から、既に民間団体や一部企業（その多くはカトリック系）による貧困層世帯の支援が行われてきた。このいわば民間主導の傾向は伝統的にフランス国内に残っており、現在でも国の家族政策の遂行に当たっては、家族関係の民間団体や労使団体が重要な役割を果たしている。

また、こうした歴史的な背景もあって、家族給付制度を運営している CNAF（全国家族手当金庫：Caisse nationale des allocations familiales）は、他の社会保障制度の金庫とは独立した組織となっている。

フランスの家族政策は、第一次世界大戦の前後に地方の民間レベルで企業等が貧し

¹⁵ Vie-publique.fr, Qu'est-ce qu'une politique familiale ?, [<https://www.vie-publique.fr/fiches/262492-politique-familiale-definition>]（最終検索日：2023年3月20日）

い多子家族に対して賃金に上乗せした手当を支給し始めたことに始まり、両大戦間の1932年のランドリ法(*loi Landry*)により、子どもを持つ世帯への手当の支給が法定の制度として位置付けられ、全国的に一般化したと言われている。

第二次世界大戦勃発直前の1938年には政令法により最初の公的措置としての家族手当が創設され、翌1939年には家族問題を担当する閣外相が置かれている。これらの対策は、第1次世界大戦後、出生数が急激に落ち込んだことに危機感を抱いた政府が、出生数の増を優先課題として実施したものである。

第二次世界大戦後の1946年には税制上の優遇策である家族係数制度が導入されるとともに、家族給付制度の拡充整備（家族手当、単一給手当、産前手当、出産手当の創設）が図られ、家族政策が本格的に実施されるようになった。1948年には家族給付の中に住宅手当が導入され、同年には、社会保障費のうち家族部門に関連するものが5割を占めていたという（ただし、医療費や高齢化対策、失業対策等の社会的要請が増加したため、家族部門の比率はその後低下を続け、近年では10%台まで下がっているという。）。

1981年には多子世帯への支援を強化するため、家族係数のうち、第3子以降の係数が0.5から1に引き上げられた。

翌1982年には、議会や内閣、労使、関係団体、有識者等が参加する「家族会議」が開催された。この会議は、以後基本的に毎年開催されるようになったが、1994年のヴェイユ法(*loi Veil*)により毎年の開催が法制化された。同会議は首相が議長を務めており、家族政策の方向性を議論する場となっている。

1980年代には、CNAF（全国家族手当金庫）による保育施設拡大の促進が図られる一方、1985年には3歳未満の乳幼児を養育する世帯への直接支援を拡充するため、乳児手当（3歳未満の子どもを有する世帯に手当を支給。所得制限あり。）及び養育手当（3歳未満の子どもを含む3人以上の子どもを持ち、育児のために就労を制限している世帯に手当を支給。）が設けられた。

1990年代に入ると、女性の仕事と家庭の両立支援が拡充されるようになる。1990年には認定保育ママを保護者が直接雇用した費用に対する助成制度が設けられるとともに、1995年には育児休暇中の収入保障のため、養育手当が子ども2人の世帯にも適用されるようになった。

今世紀に入ってから、2003年に養育手当や認定保育ママの雇用に対する助成等が新たな手当（乳幼児受入手当）に再編されるとともに、2005年には第3子以降の育児休暇について休暇期間を1年に短縮した場合の賃金補助額を約5割増しで受給できる選択肢を創設するなど、多様化する子育て世帯のニーズに対応できるよう、制度の改正が図られている。また、出生数の増に伴う保育需要の増加に対応するため、保育所や認定保育ママ等、乳幼児の受入体制の拡充も併せて図られている。¹⁶

¹⁶ 「クレアレポート No.374 フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」（自治体国際化協会、2012年）15-16頁

2008 年には、人口・家族高等評議会と家族会議に代わる「家族高等評議会」が創設された。

2012 年には社会党政権が復活したことで、平等と社会正義の価値観に基づいて家族政策を再構築することが目指された。具体的には、所得に応じた家族手当の調整、富裕層の乳幼児受入手当（*prestation d'accueil du jeune enfant(PAJE)*）の削減、富裕層への税制優遇の縮小など、普遍的な手当から選択的な手当へと制度改正がなされた。この後も家族政策においては、保育施設の供給を増やしながらも、社会保障財政の健全化を図る目的で、手当の縮小や所得制限の導入が続いていくこととなる。¹⁷

2002 年に創設された父親休暇は、子どもの誕生後に連続して 11 日間を取得できることとなっていた。これについて、2020 年 12 月 14 日付け社会保障の財源に関する法律第 2020—1576 号第 73 条により、2021 年 7 月 1 日から、父親休暇が 25 日間に増加し、さらにそのうち 4 日間は、3 日間の出産休暇に連続して取得することが義務化された。

（表 2－1）家族政策の歴史¹⁸

1910 年代	地方の民間レベルで多子家族への手当の支給
1932 年	ランドリ法の制定（子どもを持つ世帯への手当の支給が全国的に一般化）
1938 年	政令法による家族手当の支給（最初の公的措置）
1939 年	家族問題担当閣外相の設置
1946 年	家族係数（税制上の優遇策）制度の導入 家族給付制度の拡充（家族手当、単一給手当、産前手当、出産手当の創設）
1948 年	家族給付への住宅手当の導入 社会保障費のうち家族部門に関連するものが 5 割を占める
1981 年	家族係数制度の拡充（第 3 子以降の係数を 0.5 から 1 に引き上げ）
1982 年	「家族会議」の開催
1980 年代	家族手当全国金庫による保育施設拡大の促進
1985 年	乳幼児（3 歳未満）を養育する世帯への直接支援の拡充（乳児手当、養育手当）
1990 年	認定保育ママ雇用に対する援助の創設
1994 年	「家族会議」の法制化（ヴェイユ法）
1994 年	養育手当の拡充
2003 年	乳幼児受入手当の創設
2005 年	出産育児と就労に関する選択肢を拡充 乳幼児の受入体制の拡充
2008 年	人口・家族高等評議会と家族会議に代わる「家族高等評議会」の創設

¹⁷ [La politique de la famille depuis 1932 : chronologie | vie-publique.fr](https://www.vie-publique.fr/eclairage/20144-la-politique-de-la-famille-depuis-1932-chronologie)
[https://www.vie-publique.fr/eclairage/20144-la-politique-de-la-famille-depuis-1932-chronologie]（最終検索日：2023 年 4 月 4 日）

¹⁸ 「クレアレポート No.374 フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」（自治体国際化協会、2012 年）17 頁

2021 年	父親休暇の取得義務化
--------	------------

第 3 節 幼児教育の義務教育化

2019 年、フランスは、「信頼がおける学校のための 2019 年 7 月 26 日付法律 (loi n° 2019-791 du 26 juillet 2019 pour une école de la confiance、通称「ブランケル法 (loi Blanquer)」)」により、義務教育の開始年齢を 6 歳から 3 歳に引き下げた。これはマクロン大統領による教育改革の一環で、背景には以下のような地域格差や移民問題があった。

大統領がこの問題を取り上げた 2018 年、フランスの 6 歳未満の子どもの就学率は 97% だった。残りの 3% に当たる子どもの数は約 2 万 5,000 人で、その多くが貧困層や移民を含む低所得者の集まる地域及び海外県に住む子どもたちと見られていた。フランスではこれらの子どもたちが、勉強についていけず、学校を中途退学してしまうことが社会問題となっていた。政府や学校の対策により、中途退学者は年々減っているが、2021 年においてもその割合は 7.8% となっている。政府によると、中途退学する生徒の約 8 割が、小学校 1 年生の時点で既に学習に困難を感じているという。国民教育大臣は、その要因として言語の習得状況が大きく影響していると考えている。義務教育年齢の引き下げは、小学校へ入学する前の子どもたちに、学びに必要な基礎知識を身に付けさせる狙いがある。

この幼児教育の義務教育化は、小学校入学前の準備段階として教育体系上に位置付けられた幼稚園（保育学校、*école maternelle*）を対象とした政策である。上記の義務教育化により、フランスでは 3 歳から幼稚園に通うことが義務となったが、教育法典第 L113-1 条によれば、幼稚園に十分な空きがある場合に、保護者の任意で 2 歳から預けることも可能となっている。この 2 歳からの受け入れは、特に、社会的に不利な環境にある幼稚園で優先的に実施されるとしている。

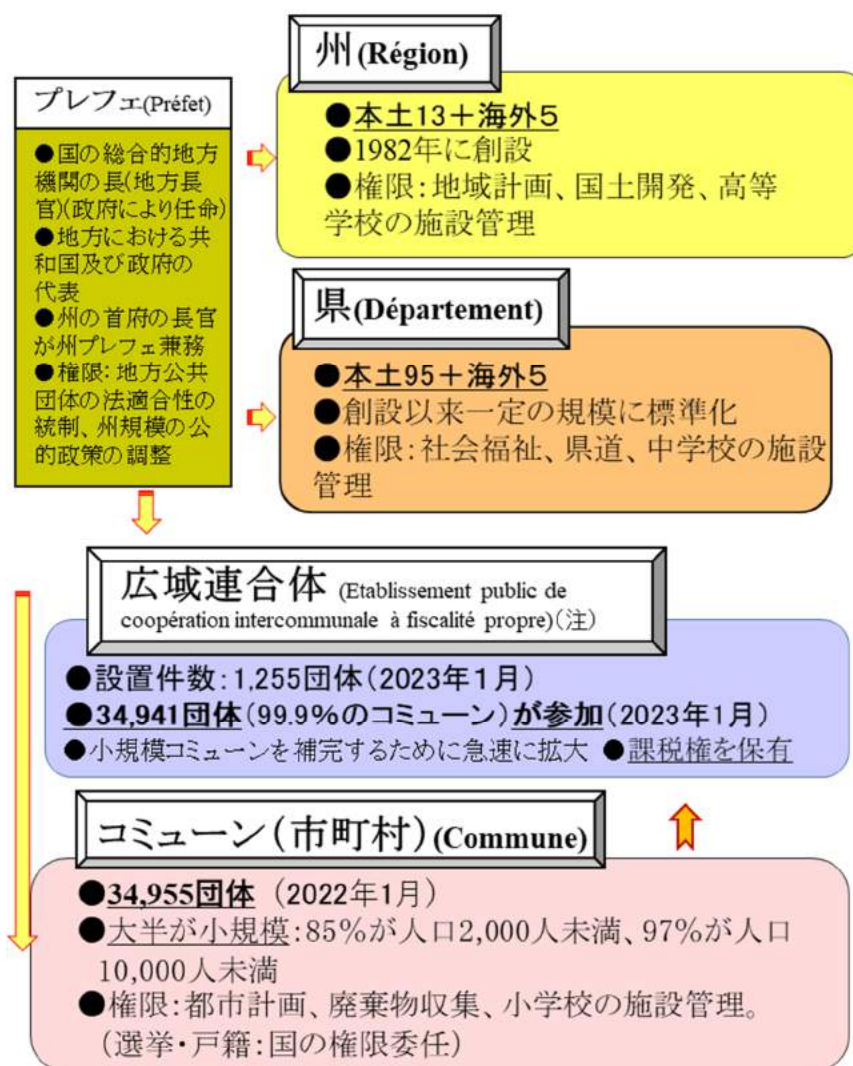
第3章 フランスの家族政策を担う関係機関

第1節 フランスにおける地方自治体の事務配分

1 フランスにおける地方自治制度について

フランスの地方自治体は、州 (région)、県 (département)、コミューン (commune、日本の市町村に相当) の三層構造からなる。各地方自治体の組織構造や権限等の詳細は、当協会が発刊する「フランスの地方自治」をご参照いただきたいが、そのいずれもが直接選挙で選出された議員で構成される地方議会を有し、議会内での互選により選出される議会の長が執行機関である首長をも兼ねるというシステムがとられている。

2022 年 4 月 1 日現在における地方自治体の数 (海外領土を除くフランス本土) は、13 州 (コルシカを含む)、95 県、34,955 コミューンとなっており、基礎自治体であるコミューンの数が極めて多いことに最大の特徴があり、全体の約 85% を人口 2,000 人未満のコミューンが占めている。このように、フランスのコミューンの大多数は極めて規模の小さな自治体であり、その行財政基盤も脆弱であることが多い。そのため、コミューン間広域行政組織 (établissement public de coopération intercommunale (EPCI)) の構成が進められてきた。コミューン間広域行政組織は法律上の地方自治体ではないが、議会を持ち、経済開発や上下水道、ごみ処理などの効率性等の観点からコミューンの領域を超えて処理されることが望ましい事務を担う公施設法人である。またコミューン間広域行政組織は、独自の税源を持ち、法に規定された一定の義務的権限を与えられる「連合型」と、主な財源を構成コミューンからの分担金等で賄う「組合格型」の 2 形態に大別され、原則として全てのコミューンがいずれかの連合型コミューン間広域行政組織 (以下本稿では「EPCI」とする。) へ加入することが義務付けられている。2022 年 4 月 1 日現在において 1,254 の EPCI が存在する。



(注) メトロポール(métropole), 大都市共同体(communauté urbaine), 都市圏共同体(communauté d'agglomération), コミューン共同体(communauté des communes)。なお、自治体とはされない。
 (注) 他に、課税権を有しない広域行政組織として、事務組合(syndicat de communes)がある。

(図 3 - 1) 国及び地方自治体の主な行政区画及びその数

2 地方自治体の権限

(1) 地方自治体の一般権限規定

2010 年の地方自治体の改革に関する法律による地方自治体総合法典の改正前は、国と地方公共団体、また各地方公共団体間の事務権限の配分については、地方自治体総合法典において、州・県・コミューンの各階層に対する一般権限規定が置かれていたことで、地方公共団体が処理する事務に関して、法で明示的に規定されない限り各階層の権限は限定されないとの原則的解釈が採られてきた。しかし、その後の制度改正により、州・県の一般権限規定が削除され、現在ではコミューンのみに一般権限規定が存在する。

(2) 事務配分

異なる階層の地方自治体間での事務配分を概括的にまとめると、表 3-1 のようになる。¹⁹

州、県、コミューンの主な権限としては、コミューンは都市計画、県は社会福祉、州は経済開発というように割り当てられている。文化、スポーツ、観光、地方言語は全てのレベルが関与する。教育行政の分野では、教育施設の建設・管理は、コミューンが小学校、県が中学校、州が高校の所管となっている。ただ、どのレベルについても、教育内容と教員の人事や給与については国の権限であるというように、同じ行政分野でも、中身では権限が入り組んでいる場合も多い。

次節において、家族政策の分野に限って、各階層の役割を見ていく。

(表 3-1) 地方自治体間の事務配分の概略²⁰

	コミューン	県	州
職業訓練			州政策の決定・実施
教育	小学校(設置)	中学校(設置)	高校(設置)
保育等	公立施設設置、補助	許認可、監督、公立施設設置、補助	
文化・スポーツ等	図書館、美術館、スポーツ設備・補助金	図書館、美術館、文化財保護、スポーツ設備・補助金	図書館、美術館、文化財保護、スポーツ設備・補助金
観光	観光案内所の設置(任意)	整備計画	州計画、プロモーション
福祉・衛生	コミューン社会福祉センター (CCAS)	給付、母子保護局(PMI)	
都市計画	地区計画、建築許可		
開発	州計画への意見提出	州計画への意見提出	州計画、国・州間計画契約 (CPER)
環境	廃棄物、上下水道	廃棄物 (県計画)	州立公園
港・空港	ヨットハーバー、移譲され	漁港 (商業用も含む)、空港	州港、移譲された漁港、河

¹⁹ 「クレアレポート No.374 フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」(自治体国際化協会、2012 年) 17-19 頁

²⁰ 「クレアレポート No.374 フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」(自治体国際化協会、2012 年) 20 頁

	た漁港、空港		川港湾・運河、空港
道路	コミュン道	県道	州計画
公共交通	都市圏内交通（通学用含む）	障がい生徒用交通	州計画、州鉄道、バスターミナル、都市圏外交通（通学用含む）
通信	ネットワーク管理	ネットワーク管理	ネットワーク管理
住宅	ファイナンス、住宅連帯基金、地域住居プログラム（PLH）	ファイナンス、住宅連帯基金	ファイナンス
経済開発	間接支援	間接支援	直接・間接支援
治安	自治体警察、交通警察、駐車違反取締まり、犯罪予防	交通警察、犯罪予防、消防・救急	

第2節 家族政策に係る国・県・コミュンの役割

1 国

家族政策は社会結束総局（DGCS）が推進している。この総局は障がい者や高齢者の自立、女性の権利と男女間の実質的平等、それに子ども・弱者の保護を所管している。

また、この社会結束総局は、2023年4月現在、以下の5つの大臣の管轄下に置かれている。

- ・連帯・自立・障がい者大臣
- ・労働・完全雇用・社会参入大臣
- ・首相府付き男女平等・多様性・機会均等担当大臣
- ・障がい者担当大臣
- ・首相府付き児童担当閣外大臣

DGCSは中央省庁のその他の専門部局と継続的に緊密な連携を図りつつ、省庁横断的重要課題（職種改善、自立性改革など）を担当するとともに、同じ省内の中央行政局（DAC）ほか、貧困防止省庁間局（DIPLP）、宿泊受け入れ施設・住宅アクセス問題に関する省庁間代表委員会（DIHAL）、雇用・職業訓練総局（DGEFP）、若年者司法保護局（DPJJ）、海外県総局（DGOM）、食料総局（DGAL）、学校教育総局

（DGESCO）、高等教育・社会参入総局（DGESIP）、地域結束国家庁（ANCT）など同じ担当分野を担う専門部局との二者会合を定期的に組織している。

幅広い担当分野をもつ DGSC は、自らが責任を負う政治課題について省庁間の戦略的調整を行っている。その一例として労働政策に携わる中央政府機関（労働省、農業省、教育省、内務省、海外県担当相、地域結束国家庁（ANCT）などの代表者を集め、具体的な課題についてより包括的かつ効率的に対応することを目的とした中央行政機関社会サークル（Cercle social des directions d'administration centrale）を立ち上げている。

また DGCS は以下の 3 つの地方外局を共同所管している。

- ・ DGCS は保健省とともに、州保健庁（agences régionales de santé (ARS)）を共同所管する。同地方局の全国調整委員会（CNP）の一員として、州レベルの保健政策における一貫性を保つために中央政府から各 ARS への指示内容を確認する。
- ・ 経済・労働・雇用・連帯担当の地方局（DREETS）を所管、及びその県組織（DDETS）を内務省と共同所管。
- ・ DGCS は女性の権利・男女平等地方局（州レベル DRDFE²¹、県レベル DDFE）のネットワークを直接管理する。各州の地方政策事務総局に職員 3 人で構成するチームを派遣するとともに、各県に（DDETS あるいは地方長官のもとに）代表者 1 名を派遣する。

DGCS では政策実施の地方分権をさらに進めているが、これは国の政策措置を農村、都市政策の優先地域、海外県領土などの各地域特性によりよく適応させることを目的としたものである。このため、DGCS は社会労働問題担当閣僚の事務総局と連携し、国の地方外局の運営を強化している。

DGCS は、その活動範囲が地方の権限に依拠するところが大きいため、特に以下の要領で自治体との連携を強化している。

- ・ 全国市長村長組織とのパートナーシップを更新し、共同計画構築を目的とし県連合会（ADF）との連携をはじめ、フランス市町村会（AMF）、フランス農村部市町村会（AMRF）、全仏州連合（ARF）、フランス・ユルベヌ（France Urbaine）²²等のほか、社会福祉・保健政策担当部局長連合会（ANDASS）などの地方公務員団体とも連携を深めている。
- ・ 貧困撲滅、児童保護などのテーマに沿って社会福祉分野における自治体との契約締結を行っている。

²¹ 2021 年 4 月 1 日から前身 DIRECCT に代わり発足。DREETS の業務は IdF 州とその他では異なる（<https://dreets.gouv.fr/>）が、おもに旧 DIRECCT と DDCS の業務を統合し、労働監査や雇用政策に加え、中央レベルで経済省 DGCCRF が担当する消費者保護・公正競争政策についても担当。

²² 都市部の 2,000 市町村を内包する 108 の自治体で構成する非営利団体。
<https://franceurbaine.org/quest-ce-que-france-urbaine/qui-sommes-nous>

2 家族・子ども・高齢者高等評議会

家族・子ども・高齢者高等評議会（Haut Conseil de la famille, de l' enfance et de l' âge : HCFEA、前人口家族高等評議会）²³は 2016 年 12 月 13 日以降、首相府付きの政府機関として、家族政策・児童や高齢者・退職者保護、自立性喪失の予防や介護支援に関する優先目標に関して、首相、その他の関係省庁からの諮問を受けて、あるいは自発的に意見・勧告を行っている。

3 州

州議会は狭義での家族政策の権限は持たないが、家族に対して直接的な影響を及ぼす多数の政策を実施している。例えば州の経済開発との関連で、求職中又は新たな職業上の進路を模索する青年や成人を対象とする職業訓練・見習い制度政策の策定・実施を担当している。高校の建設・維持・運営の権限は、ドロップアウト対策、生徒の進路相談、教科書の無料配布、学校食堂など、家族及び家族生活と関連する政策となっている。環境、生活の質、交通の分野においても、州レベルで行われる決定は、エネルギー効率・エネルギー弱者対策、廃棄物管理、州内の交通政策など、家族と緊密な関係を持つものとなっている。また州は医療関連の開発の権限を有し、州保健庁の執行委員会のメンバーとなっており、医療供給が欠乏している地区において医療関係者の定着・維持のための援助を分配することができる。

4 県

県は 1983 年の地方分権諸法以降、福祉行政のリーダー的な役割を果たしており、この役割は 2003 年～2004 年、及び 2014 年～2015 年にかけて発布された諸法により強化されている。社会福祉に関する一般権限に加え、県は活動的連帯所得手当制度の全体（給付の管理及び社会統合の組織）を受け持っており、国は給付額と支給条件の決定のみを行っている。県が実施する社会福祉事業は、活動的連帯所得手当の管理以外に、次の市民を対象とするものがある。

- ・子ども（児童社会扶助、母子保護、養子、財政的困難を抱える家族への支援）
- ・障がい者（宿泊・社会統合政策、障がい補償給付、県障がい者の家）
- ・高齢者（老人ホームの設置と管理、個別自立交付金を通じた在宅介護政策）

県はまた中学校の管理と障がいを持つ生徒の通学も権限として持つ。また、図書館の管理を始めとする文化・スポーツ事業は他の自治体との共有権限であるが、県下在住の家族の生活の質に一定の影響を及ぼすものである。県は権限の一部をコミューン間広域行政組織やコミューン、又はアソシアシオンに委任することができる。

²³ 社会福祉・家族法典（Code de l' action sociale et des familles）第 L142-1 条を設立根拠法とし、男女同数の評議員で構成され、家族や子どもに関する問題、高齢化社会への対応等に関する公開討論を主導し、政策提言や勧告等を行う。 <https://www.hcfea.fr/>

各県には、母子保護局（protection maternelle et infantile (PMI)）という部署がある。公衆衛生法典第 L2112-1 条及び第 L2112-2 条において、県はこの母子保護局を通じて母子の健康保護を確保する責任を負うこととなっている。母子保護局の具体的な業務は以下のとおりとなっている。

- ① 妊婦、親、6 歳未満の子供からの相談対応、医療・社会面からの予防・経過観察、家族計画や家族教育に関する活動を行う。
- ② 認定保育ママの認可申請審査とその研修、認定保育ママや 6 歳未満の子どもを受け入れる保育施設及び保育サービスの監督・監視など、幼児のケアにおいて重要な役割を担う。
- ③ 危険にさらされている未成年者の予防とケアを行う。

5 コミューン及びコミューン間広域行政組織

コミューン及びコミューン間広域行政組織は家族に最も近い地方自治体レベルである。コミューンはその決定が家族の日常生活に直接的な影響を与えるために、家族政策において重要な自治体である。福祉事業の分野では、コミューンの義務的権限は限定的であり、乳幼児の保育は任意的権限である。この任意的権限を行使する可能性によりコミューン及びコミューン間広域行政組織の活動範囲は極めて広い。政策実施も人口規模や議会・首長の政策実施志向、それに県、コミューン及びコミューン間広域行政組織の間に存在している権限移譲により非常に多彩である。コミューンは福祉事業に加え、幼稚園・小学校、学校食堂、課外活動、乳幼児の託児方法、住居、公共サービスへのアクセスなど、多くのテーマについて決定権を持つ。

コミューン社会福祉センター及びコミューン間社会福祉センターは、高齢者や障がい者、困難を抱える家族、子どもなどに対する支援・援助、それに社会排除対策など、一定の住民に対するコミューンの福祉事業ミッションを実施する。理事会はコミューンの長あるいはコミューン間広域行政組織の議長が理事長を務め、家族団体県連合会から推薦された代表一人を含む複数の非営利団体の代表から構成される。コミューン社会福祉センターの活動範囲には、義務的任務（福祉ニーズの分析、福祉サービス申請の審査、安定した住居を持たない人への住所指定、適切な部局への市民の案内・情報提供）のほかに様々な任意的任務としてサービス提供（食品配布など）、施設管理（保育所、高齢者住宅）、在宅サービスなどがある。事業は民間部門、特に非営利団体によって実施される公益福祉事業に対する技術支援や財政支援の形を取ることもある。2007 年からは人口 1500 人未満のコミューンでは社会福祉センターの設置が義務でなくなった。コミューン社会福祉センターの権限は、その全体又は一部をコミューン間社会福祉センターに移譲することが可能である。これはコミューンよりも広い地域での福祉需要に応える場合に特に適切なものである。²⁴

²⁴ Unaf, Politique familiale territoriale : qui fait quoi ?, [<https://www.unaf.fr/expert-des-familles/revue-realites-familiales/realites-familiales/politique-familiale-territoriale-qui-fait-quoi/>]（最終検索日：2023 年 3 月 15 日）

上記のほか、コミューンは子育てを支援するために次のような措置を実施又は援助することができる。

- ・親子交流の場
- ・親への傾聴、支援、援助のネットワーク
- ・家族情報ポイント
- ・出会いの場

第3節 家族政策に係る国・県・コミューン以外の機関

1 家族手当金庫

全国家族手当金庫（CNAF）は、家族制度における給付全般を担当する公的機関であり、家族制度の戦略及び社会福祉施策を策定する。また、その地域支部（CAF）に予算を分配するとともに、大規模な機関投資を行う。CAFは私法に基づく機関として、社会保障法典で規定する公共サービスを実施している。²⁵

1996年4月24日付けオルドナンス（国会から期間を限定して委任された特定の事項に係る立法権に基づき政府が制定するもので、法律と同じ効力を有する）では、国会、政府、CNAF及びCAFに帰属する責任を明確化しており、この中では国が家族制度に与える使命、給付内容、及びその原資について決定し、国は理事会の協議を承認すると規定している²⁶。国とCNAFとの関係は手段目標契約の締結により契約化されている。

2 全国家族協会連合（UNAF）²⁷

1945年3月3日付けオルドナンス公布後、UNAFは国籍を問わずフランスに在住する全ての家族を政府に対して代表する団体として公認されている。UNAFは1901年法に基づくアソシアシオン（後述）であり、法人会員で構成する公益団体として認められている。会員は次の2つに分類される。

- ・正会員（membres actifs）：100の県家族協会連合（UDAF）、22の州家族協会連合（URAF）、7の一般家族団体、19のテーマ別団体（教育、人材育成、社会福祉、ひとり親世帯など）
- ・賛助会員（membres associés）：UNAFが認可した44の全国団体。これらの団体は法律上の定義では家族団体とはみなされないものの、現場活動の内容により、家族

²⁵ Vie-publique.fr, État, sécurité sociale, UNAF : les acteurs de la politique familiale, [https://www.vie-publique.fr/eclairage/20145-etat-securite-sociale-unaf-les-acteurs-de-la-politique-familiale]（最終検索日：2023年3月15日）

²⁶ État, sécurité sociale, UNAF : les acteurs de la politique familiale [https://www.vie-publique.fr/eclairage/20145-etat-securite-sociale-unaf-les-acteurs-de-la-politique-familiale]（最終検索日：2023年4月18日）

²⁷ État, sécurité sociale, UNAF : les acteurs de la politique familiale [https://www.vie-publique.fr/eclairage/20145-etat-securite-sociale-unaf-les-acteurs-de-la-politique-familiale]（最終検索日：2023年4月18日）

問題について有益と判断されている。

このようなかたちで、全国、州、県、市町村などの各レベルの家族協会連合に、約 2 万 5,000 人が籍を置き、家族の利害を代表している。

県レベルの UDAF では、保護対象の成年者の後見、社会保障サービスの後見、家族への経済的アドバイス、家庭内の仲介など、国から委託された様々な役務・サービスを管理している。UDAF は、家族の精神的・物理的利害に拘わる案件について、公的当局による特段の認可や事前許可なく、原告を形成することができる。

家族協会の事業の資金調達には家族給付の一部を充当した特別な基金から行われる。この資金調達方法については社会福祉・家族法典の第 L211-10 条で規定されている。

3 アソシアシオン

アソシアシオン²⁸は、フランスにおける非営利団体の総称であり、医療、福祉、連帯、スポーツ、文化など非常に多様な分野で現場における多くの直接的な支援を行っている。国や自治体は、公的な支援枠組みを通じて、このようなアソシアシオンの活動に助成を行っている。²⁹アソシアシオンは、地方自治体に代わって公的役務のミッションを遂行する。中でも家族団体は家族の経済的、精神的利害の擁護を目的とするものであり、それぞれの地域において家族のニーズに応えるためにイニシアチブやサービスを展開している。³⁰

また、保育施設の運営主体という観点からアソシアシオンは大きな役割を果たしており、全国家族手当金庫が発行した報告書³¹によると、2018 年には家族手当金庫が出資する保育施設の 29.1%がアソシアシオンによって運営されている（自治体が運営する保育施設が 57.4%、民間企業が運営する保育施設が 11.2%）。

第 4 節 家族政策における給付

現在フランスにおける家族給付の種類は、表 3-2 のとおりとなっている。またそれぞれの給付に関する所得制限の有無についても同表に示すとおりである。ただし、ここで言う所得制限とは、受給の可否に際しての所得制限の有無であり、給付によっては所得額に応じて給付額が変動するものもある。特に、家族手当については 2015 年 7 月以降、所得額に応じて手当額が変動する制度となっている。

²⁸ アソシアシオン契約に関する 1901 年 7 月 1 日法（通称 1901 年法）により法人格が与えられている非営利団体。日本においては NPO 法人等に相当する。

²⁹ 「クレアレポート No.517 フランスの地方自治体における社会統合政策」（自治体国際化協会、2021 年）17 頁

³⁰ Unaf, Politique familiale territoriale : qui fait quoi ?, [<https://www.unaf.fr/expert-des-familles/revue-realites-familiales/realites-familiales/politique-familiale-territoriale-qui-fait-quoi/>]（最終検索日：2023 年 3 月 15 日）

³¹ 「Atlas des établissements d'accueil du jeune enfant」 [https://www.caf.fr/sites/default/files/medias/cnaf/Nous_connaitre/Recherche_et_statistiques/Atlas%20EAJE/CNAF_ATLAS_EAJE_2018.pdf]（最終検索日：2023 年 6 月 5 日）

（表 3－2）家族給付の種類と所得制限の有無³²

手当の名称	所得制限の有無
家族手当	無
定額手当（子どもが 3 人以上いる場合のみ）	無
家族補足手当	有
家族支援手当	無
障がい児教育手当	無
休業補償手当	有
乳幼児受入手当	
うち出産手当	有
うち養子手当	有
うち基礎手当	有
うち保育方法自由選択補足手当	有
新学年手当	有
引越手当	有
子死亡手当	有

³² [Montants des allocations familiales et autres prestations familiales \(cleiss.fr\)](https://www.cleiss.fr/docs/regimes/regime_france6_prestations-familiales.html) [https://www.cleiss.fr/docs/regimes/regime_france6_prestations-familiales.html]（最終検索日：2023 年 5 月 15 日）

第4章 フランスにおける保育施設及び保育サービス³³

フランスにおける保育施設及び保育サービスに関しては、公衆衛生法典第 2324—17 条に定める保育施設として、

- ・ 集団保育所 (crèche collective)
- ・ 一時保育所 (halte-garderie)
- ・ 家庭保育所 (crèche familiale)
- ・ 親保育所 (crèche parentale)
- ・ 子ども園 (jardins d'enfants)
- ・ 小規模保育所 (micro crèche)
- ・ 複合保育施設 (multi-accueil)

がある。

これに加えて、福祉事業・家族法典に定める認定保育ママを利用する保育のかたち、また、3 歳以上の子どもについては、小学校入学前の準備段階として教育体系上に位置付けられた教育施設として、幼稚園（保育学校、école maternelle）がある。

これら保育施設の概要について、以下に説明する。

第1節 集団託児

1 集団保育所 (crèche collective)

集団保育所は最も人気のある託児方法の一つである。集団保育所は2ヶ月から3歳までの乳幼児を預かる。保育は保育士又は保育補助員により行われる。通常、最大60人の子どもの受け入れを行っており、有資格者 (professionnels、保育士や保育補助員など) の数は規程で定められており、

- ・ 子ども6人に有資格者1人
- ・ 歩かない子ども5人に有資格者1人、歩く子ども8人に有資格者1人

を置くこととなっている。

集団保育所の管理母体は通常はコミューンかアソシアシオンである。2004年以降、小規模保育所という民間組織の形態を取ることが可能であるが、これは急速に発展している形態となっており、現在では、民間やアソシアシオンが運営していることもある。この形態の保育所は母子保護局 (PMI) の管理・監督下に置かれている。

集団保育所の保育料金は親の所得によって異なるが、家族手当金庫やコミューン、県などの助成金を得ることができる。開所時間は、一般的な会社勤めの親の勤務時間に合わせて設定されている。

³³ Autour de bébé, Quels sont les différents modes de garde pour bébé ?, [https://www.autourdebebe.com/conseils/article/les-differents-modes-de-garde-pour-bebe/] (最終検索日：2023年3月20日)

2 一時保育所 (halte-garderie)

臨時的な集団保育所として一時保育所は2ヶ月から3歳（6歳までのこともある）の子どもを通常数時間、最大で一週間あたり半日を3回分の回数まで預かる。

一時保育所はコミュン設置のもの又は民間団体設置のものがあり、利用者は片親が働いていないかパートタイムの仕事に就いている人に限られる。おむつと食事は親が持参する。料金は所得によるが、家族手当金庫やコミュンの助成金を受けることができる。

3 家庭保育所 (crèche familiale)

家庭保育所は2ヶ月から3歳の子どもを預かる。家庭保育所はコミュン又は非営利団体に雇用される職員や認定保育ママにより運営され、看護師などの有資格者が管理している。保育は認定保育ママの自宅で行われる。認可を受けた認定保育ママが、自宅で1～4人の子どもを預かる形の託児となっている。

子どもは頻繁に集団保育所での活動に組み入れられる。これは周りの環境への溶け込みを促しながら個人託児を行うのに優れた方法である。家庭保育所の形態では、保護者は認定保育ママの雇用主ではないという点に特徴がある。家庭保育所の料金もやはり親の所得に応じて変わる。家族手当金庫やコミュンの助成金を得ることができる。またこの保育所も母子保護局（PMI）の管理・監督下に置かれている。

4 親保育所 (crèche parentale)

親保育所は直接親（非営利団体を結成することが多い）によって運営される。親が交代で運営に関与するかたちで、3ヶ月から4歳（あるいは6歳まで）の子どもの保育を行う。定期的又は臨時で最大24人の子どもを預けることができる。この形態の保育所は、母子保護局（PMI）の監督のもと、親自身によって設立・運営される。保育所を開設するには、母子保護局の助言を受けている県の認可が必要である。

保育は通常、週に半日や一日など交代で行われる。また親自身に加えて、保育の有資格者も雇用している。ここでも保育料は所得に応じて異なり、また家族手当金庫やコミュンの援助を受けられる。この親保育所では、有資格者の数は規程で定められており、

- ・子ども6人に有資格者1人
 - ・歩かない子ども5人に有資格者1人、歩く子ども8人に有資格者1人
- を置くこととなっている。

5 子ども園 (jardin d'enfants)

子ども園は集団保育所と幼稚園の中間的な存在として位置付けられる保育施設である。2歳以上の未就学児や非就学児を受け入れている。定員は1施設あたり80名である。一般的に、有資格者の数は以下のルールに従って配置されている。

- ・ 3 歳以下の子ども 6 人に対し、平均 1 人の有資格者が対応
- ・ 3 歳以上の子ども 15 人に対し、平均 1 人の有資格者が対応

子ども園では、子どもの発達を促進するための教育活動を行っている。障がいのある子どもたちに対応する園もある。幼稚園や学校への準備教育を提供することが目的となっている。開園時間は、基本的にオフィスアワーと同じである。活動は、有資格者（乳幼児教諭、保育補助員を含む）が行っている。

6 小規模保育所（micro- crèche）

小規模保育所の最も特徴的な点はその定員にあり、最大 10 人となっている。この定員の少なさが施設内で様々な年齢の幼児が交わることを可能としている。小規模保育所では年齢別のクラス編成はなく、年齢に関係なく共有する発育のためのスペースが有る。ただし受け入れる子どもは 10 週間から 36 ヶ月であり、集団保育所と同じルールとなっている。

職員は乳幼児の専門家により構成される。フルタイムの場合もあればパートタイムで働く場合もあるが、いずれの場合でも全員が 0 歳児から 3 歳児の子どもの安全を図りながら発育を助けるための資格を有する。職員数については公的に定められており、乳幼児 3 人までは 1 人、3 人を超え 10 人までは 2 人である。

この種の施設においては同時に迎え入れる子どもは 10 人までであるが（許可がある場合には 11 人、ただし職員が必要）、登録している子どもの数はこれより多いことがある。

小規模保育所は小規模であるのにもかかわらず通常の保育所と同じルールが課されている。まず 10 人の定員に対し、最低 100 平方メートルが必要とされ、また他の集団託児施設と同様に建物や設備は安全基準を満たすものでなければならない。保育所の建設や整備に関する全国的な基準は存在しないものの、公衆衛生法典の 2010 年 6 月 7 日付政令第 2010-613 号第 10 条は、「建物及び設備は施設計画及びサービス計画の実施を可能ならしめるものでなければならない」としている。

小規模保育所の開設許可は県の母子保護局の職員による事前訪問を条件とする。この訪問により小規模保育所の認可の是非が決められる。

小規模保育所の利用料は、管理者が自由に定めることができる。この料金は家族手当金庫により決められているものではないが、大多数の施設が家族手当金庫の全国料金体系を参考に料金を定めている。この種の施設に子どもを預ける場合、支払いの支援を受けることができる。この制度は保育方法自由選択補足手当と呼ばれるもので、料金の最高 85% までの援助を受けられる。補助金の金額を知るためには家族除数を知らなければならないが、家族除数は家族の収入、扶養家族である子どもの数、それに保育所の料金が考慮される。保育形態自由選択補助金を受けるためには、子どもを月に最低 16 時間預けること、それに料金が 1 時間あたり 10 ユーロを上回らないことが条件となる。

一般の保育所と小規模保育所の最大の違いは定員数である。小規模であることは親（それに子ども）によっては大きな利点となる。定員が少ないということで、よりカスタマイズされた保育が可能となる。世話をする子どもの数が少ないため、職員はひとりひとりの子どもをよりよく知って世話をすることができる。また少数の子との相互作用は乳幼児にとって疲れが少なく、人間関係の発展に好適である。

小規模保育所における託児の特異性は、当然ながら組織形態にも影響を与えている。小規模保育所では職員間にあまり上下関係はなく、子どもは担任の職員が世話をし、日常的に常に一緒にいることになる。

子どもの人間関係もより水平的な環境となる。大きな保育所と異なり学年は存在せず、年齢に関係なく同じレベルにまとめられる。このように様々な年齢が混在しているということが大きな子と小さな子の間での共感や助け合いを促し、子どもの発育に良い影響を与えられている。

一般的に親は子どもが小さいときには小規模保育所を選び、その後、幼稚園生活の準備のためにより大規模な施設に移ることが多い。どのような保育所を選択しても、常に支援を受けることができる。

7 複合保育施設 (multi-accueil)

複合保育施設は同一の施設内に、一時保育所などの臨時的な託児形態と、集団保育所や家庭保育所などの日常的な託児形態という複数の託児形態が共存しているものである。各施設の定員は上限 60 名で、生後 2 ヶ月から 4 歳までの子どもを対象としており、その主な目的は、保護者に幼稚園に入るまでの柔軟な育児形態を提供することである。

定期的な預かり、臨時の預かり（認定保育ママの休みの時など事前にわかっている事由）、緊急の預かり（認定保育ママの病気など不測の事態の場合）など複数の保育サービスが提供されており、その柔軟性は子どもを持つ家庭にとってメリットが大きい。

子どもの年齢、所得条件、助成金などの保育条件は他の施設と類似している。複合保育施設の運営は集団保育所と同様で、管理母体は通常はコミューンかアソシアシオンとなっている。

複合保育施設は、長時間労働の家庭にとって、特にメリットが大きい。施設では一般的に、月曜日から金曜日までの長い勤務時間（施設により、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分又は午後 7 時まで）を設けており、保護者がフルタイムで仕事を続けることができる。

8 幼稚園 (école maternelle)

幼稚園（保育学校）は、教育法典第 L113-1 条に基づく、小学校入学前の準備段階として教育体系上に位置付けられた教育施設であり、第 3 章第 2 節で述べたように、2019 年から 3 歳からの義務教育を行う施設となっている。

第 2 節 個別託児

1 認定保育ママ (assistante maternelle)

認定保育ママは、福祉事業・家族法典第 L421-1 条及び第 L421-3 条に基づき、県の母子保護局による認可を受け、独立して、又は託児施設（保育所、一時保育所など）にて働くことができる。また許認可権を持つ県は、この許認可について認可を行ったこと、その停止、撤回又は変更について、当該認定保育ママが居住するコミューンの市長に随時通知することとなっている。

認定保育ママは 3 歳までの子どもを自宅又は「保育ママの家」にて預かる。自宅で預かる形態の場合は、最大 4 名まで預かることができる。「保育ママの家」とは、2010 年に創設された制度で、1 つの施設内で最大 4 名までの認定保育ママと一緒に保育サービスを提供する施設のことである。この「保育ママの家」も、その設立の際には、県の許可が必要となる。「保育ママの家」における利用者側の利点は、契約を結んでいる認定保育ママが病気等の理由で託児受け入れができない日に、「保育ママの家」の別の認定保育ママに託児を依頼できる点である。

一方保護者は、自分の子どもを預ける認定保育ママの雇用主となり、適切な労働契約を交わす。料金は認定保育ママとの直接の交渉で決まる。家族手当金庫による援助を受けることができる。

認定保育ママに関し、コミューンは、認定保育ママのためのリレー（一般に RPE (Relais petite enfance) と呼ばれる）を設けて、認定保育ママの存在を保護者に周知したり、認定保育ママが相互にその経験を共有したり、研修したりする枠組みを提供することができる（福祉事業・家族法典第 214 条の 2 の 1）。

認定保育ママは日常的に、子どもを預かっている間、子どもの発達、健康、安全などを保証する。リレー（RPE）が提供する音楽、絵本、手遊び、ゲームなどのアクティビティや早期学習ワークショップに、子どもたちと一緒に参加することができる。

リレー（RPE）は、幼児のケアに特化した身近な場所となっている。情報収集の場、情報提供の場、交流の場であり、保護者と保育関連の専門家の双方を対象とし、以下のとおり保護者の保育施設探しを支援する。

- ・地域の幼児受け入れ施設についての情報を一括で提供する。
- ・認定保育ママ又はそれ以外のベビーシッターと保護者とのマッチングを行う。
- ・特に非定型的な労働時間を持つ親が子どもを預ける場合など、特殊なニーズへの支援を行う。

- ・保護者が、認定保育ママ又はそれ以外のベビーシッターを個人契約で雇用することになった場合の支援を行う。

リレーはまた、以下のとおり認定保育ママに対する支援も実施している。

- ・研修機会に関する情報を提供する。
- ・認定保育ママ間でそれぞれの経験について情報交換の機会を提供する。
- ・保育施設の子どもたちのための早期学習ワークショップを開催する。
- ・認定保育ママが職業訓練に参加するための、支援や調整を行う。

上記の活動に加えて、リレーは認定保育ママ以外のベビーシッターを支援する活動も行っている。

2 居宅訪問型保育 (garde à domicile)

親自身が、保育のために選んだ人を雇用する方法である。一般的に「ヌヌー」と呼ばれ、必ずしも資格を有しているわけではない。親は個別に直接労働契約を交わす。仲介業者を介してヌヌーを探す場合もある。

給与は直接ヌヌーと交渉する。家族手当金庫からの助成金や税務援助が受けられる。

集団託児に比べ、幼児が会う子どもの数が少ないため、子どもの社会化がデメリットとなる場合がある。

3 共同居宅訪問型保育 (garde à domicile partagée)

通常の居宅訪問型保育と機能方法は同じだが、共同居宅訪問型保育ではヌヌーは2軒の家族に雇用され、労働契約も2件交わされる。

2軒の家族の子どもは雇用主の家1軒で預かれる場合、又は交代で1週間毎に2軒の家で預かれる場合がある。

給与は1件1件の労働契約ごとにヌヌーと直接交渉する。ここにおいても家族手当金庫からの助成金や税務援助が受けられる。

第5章 仏自治体における事例

第1節 ヴァル・ド・マルヌ県

この節では、フランスの県単位で実際にどのような子育て政策が行われているのかについて、2023年2月17日にヴァル・ド・マルヌ県を訪問調査した内容を中心にまとめる。調査では、ヴァル・ド・マルヌ県の育児・教育・地域連携政策次長 Camille KUPISZ 氏にヒアリングを行った。



(図5-1) ヴァル・ド・マルヌ県庁³⁴

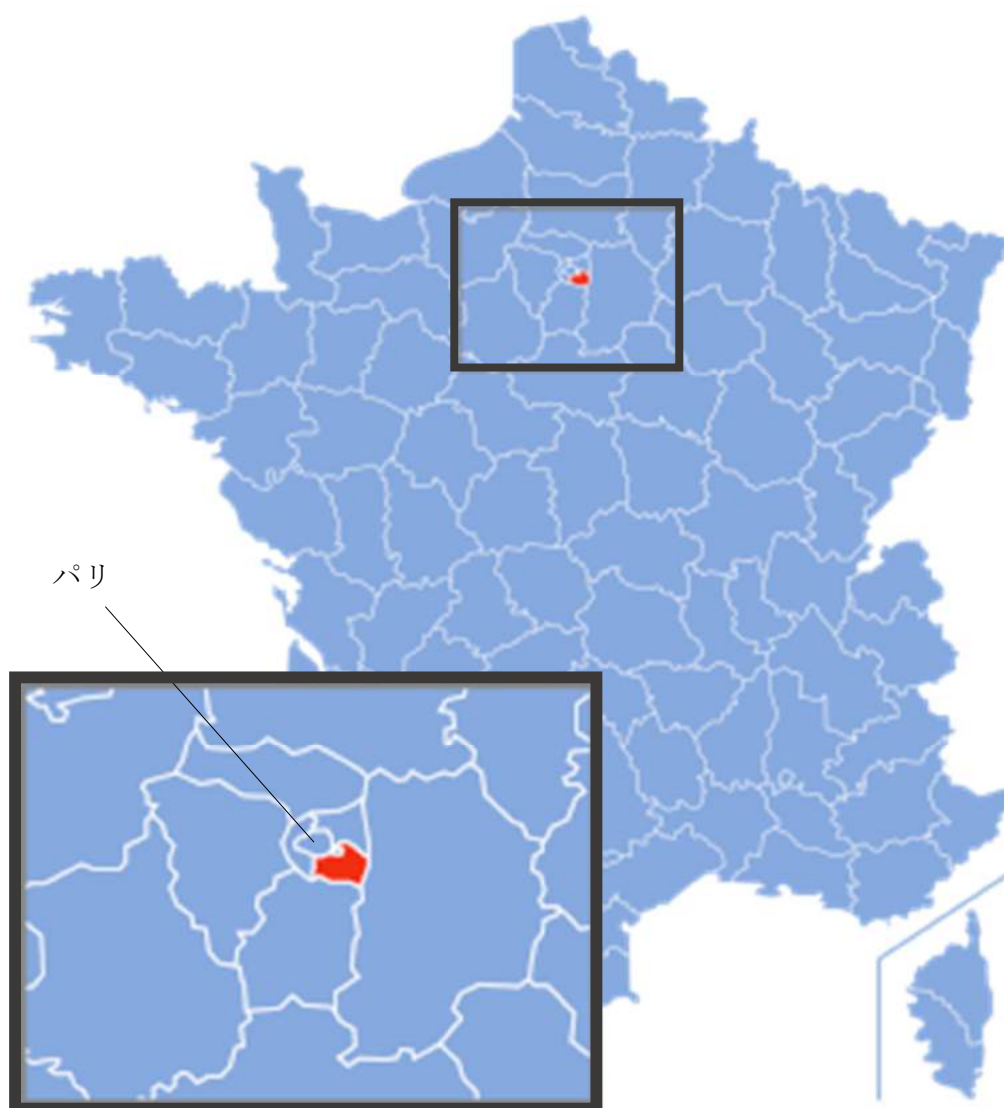
1 自治体の概要

ヴァル・ド・マルヌ県 (Département du Val-de-Marne) は、イル・ド・フランス州 (Région Île-de-France) 内にあり、パリの南東に位置する県である。面積は 245 km²、人口は 1,407,972 人で、ヴァル・ド・マルヌ県の人口の 25.7% が 20 歳未満である。ヴァル・ド・マルヌ県には 47 のコミューンがあり、このうち 6 万人以上の人口を抱えるのは次の 5 つのコミューンで、ヴィトリー・シュル・セーヌ (Vitry-sur-Seine)、クレティユ (Créteil)、シャンピニー・シュル・マルヌ (Champigny-sur-Marne)、サン・モール・デ・フォッセ (Saint-Maur-des-Fossés)、イヴリー＝シュル＝セーヌ (Ivry-sur-Seine) となっている³⁵。

³⁴ 2023年2月17日、ヴァル・ド・マルヌ県庁前にて著者撮影

³⁵ Département Val-de-Marne, Territoire, [<https://www.valdemarne.fr/vivre-en-val-de-marne/territoire>] (最終検索日：2023年3月4日)

ヴァル・ド・マルヌ県の議長は現在、Olivier CAPITANIO 氏で、共和党（Les Républicains）所属となっている。



（図 5－2）ヴァル・ド・マルヌ県位置図³⁶

2 ヴァル・ド・マルヌ県での子育て政策に関する経緯

第二次世界大戦後、国としては戦争により減少してしまったフランスの人口を元に戻すための政策がとられ、移民政策により人口が増えてきたという経緯がある。

1967年にヴァル・ド・マルヌ県が誕生したとき、人口動態の好転により保育施設不足の問題が顕在化した。また女性の就業率は既に40%近くに達していた（現在は80%以上）こともこの問題に拍車をかけた。ヴァル・ド・マルヌ県は、この問題に対応するため、旧セーヌ県から26の保育施設を受け継ぎ、これらの施設の管理を継続し、新し

³⁶ Regions & départements français, Département 94 le VAL-de-MARNE, [https://www.regions-et-departements.fr/departement-94-val-de-marne?utm_content=cmp-true]（最終検索日：2023年3月5日）より引用。

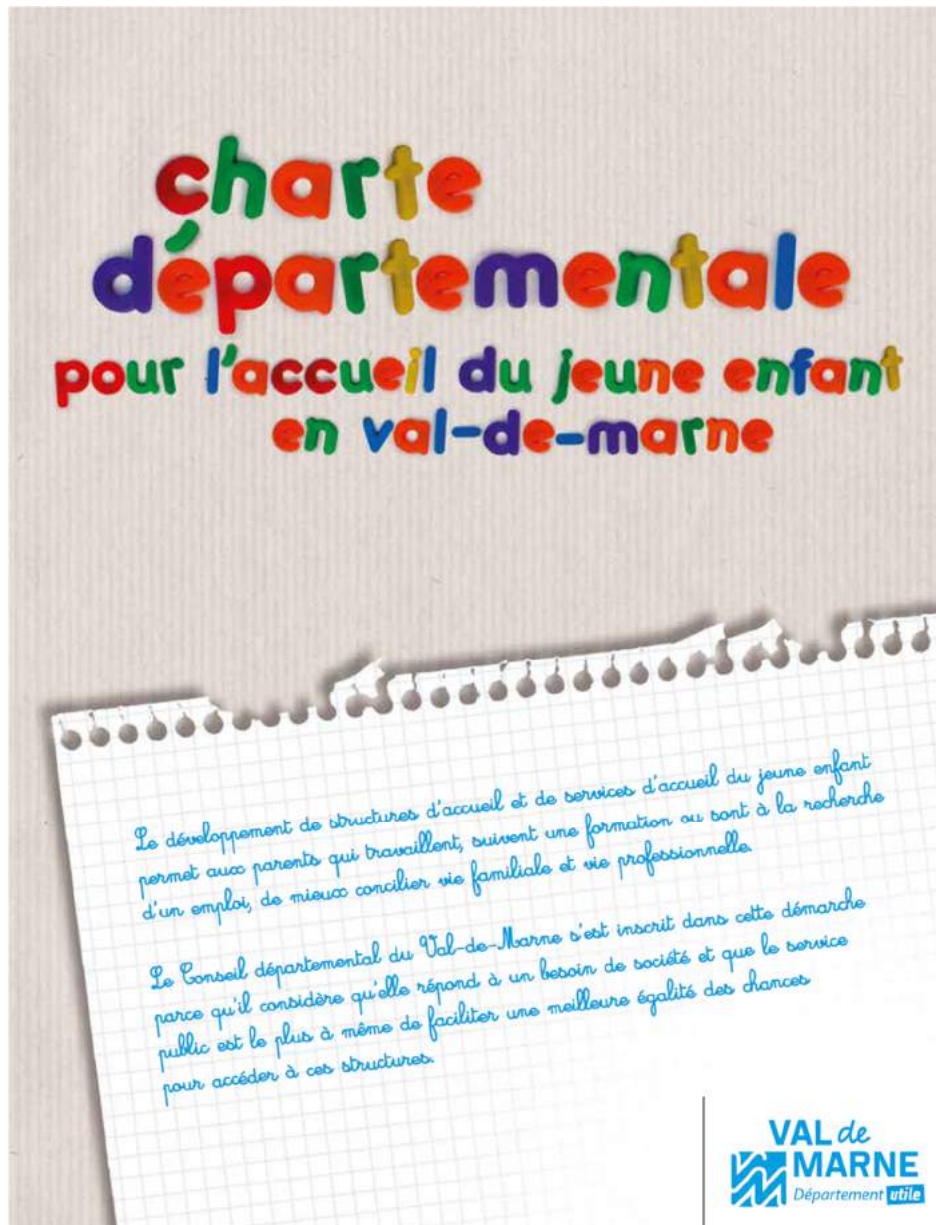
い施設を建設することを決定した。1969年に、ヴァル・ド・マルヌ県では保育施設の整備に関する最初の計画を議決している。

同県では保育に携わる人材確保のため、1973年と1975年には、保育士と保育補助員のための2つの養成学校と、専門家の継続的な訓練を組織する専門・応用教育学センター（CPPA）が設立された。

2009年、同県議会は、保育施設の社会的・教育的目標を正式に定めた「幼児保育憲章」を採択した。この憲章は、働く親が家庭生活と職業生活とをうまく両立させることができるように、県が提供する保育施設の役割を明記している。また国の動きに先んじて、幼児教育・保育施設の教育的側面について、「保護者の権限を尊重しつつ、その教育に貢献する」と明記している点に特徴がある。

2014年には、ヴァル・ド・マルヌ県の保育施設の数 は 76 になった。2023 年現在、ヴァル・ド・マルヌ県はフランスで最も多くの保育施設を所有・管理運営する県であり、合計 78 か所の県営保育施設で、3 か月から 3 歳未満の子どもたちを 4,500 人以上預かっている。このため、ヴァル・ド・マルヌ県の集団保育のうち、30%を県の運営する保育施設が占めており、年間予算は 7,800 万ユーロ以上となっている。なお、現在 79 番目の保育施設を建設中で、2024 年 1 月に開所する予定である。³⁷

³⁷ Les pros de la Petite Enfance, Les crèches départementales du Val-de-Marne : un héritage historique et une politique volontariste, [<https://lesprosdela petiteenfance.fr/initiatives/autres-initiatives/les-creches-departementales-du-val-de-marne-un-heritage-historique-et-une-politique-volontariste>]（最終検索日：2023 年 3 月 4 日）



(図 5 - 3) ヴァル・ド・マルヌ県の「幼児保育憲章」の表紙³⁸

ヴァル・ド・マルヌ県の「幼児保育憲章」の骨子

この憲章では、主に次の 3 つの目標を掲げている。

(1) 家庭との協力関係を強化する

県の活動は、国際児童権利条約に基づき、子どもの調和のとれた発達を促し、人生の責任を担う準備をすることを目的とし、年齢に応じた余暇、ゲーム、レクリエーション

³⁸ Département Val-de-Marne, Gestion des crèches départementales, [https://www.valdemarne.fr/le-conseil-departemental/enfance/education/developper-les-modes-daccueil-de-la-petite-enfance/gestion-des-creches-departementales] (最終検索日：2023 年 3 月 8 日) より引用

ョン活動を提供する。

親と有資格者（professionnels、保育士や保育補助員など）の協働的な教育は、県の教育プロジェクトにおける重要な目標である。したがって、親に教育基準の作成と実施への関与が期待される。さらに、県の憲章の方針に基づいた各施設固有の教育プロジェクトを通じて、各地域レベルの家族のニーズが反映されるべきである。そのために、説明会や各保育施設内の協議会を通じて家族との対話を可能にし、家族向けの広報資料や定期的な情報誌が作成される。

(2) 有資格者を対象とした施策の強化

「採用面での努力は維持されなければならない」、特に「失業の影響を最も受けることが多い資格レベルの低いスタッフの採用を奨励し、採用後に、そのスタッフの職業訓練をしっかりと行うこと」である。

この憲章では、(1)各保育施設のスタッフのための一般研修日の設定、(2)スタッフ同士が実践について話し合い、特定の課題について意見交換できる場、(3)ニーズに応じた県レベル及び各保育施設向けの特定研修、(4)新規スタッフ受け入れ策の改善、(5)各保育施設の整備や改装への配慮による労働環境の改善などを規定している。

(3) ニーズに応じた地域連携の強化

本憲章は、地域の様々なパートナーとの連携を促進し、ニーズをよりよく分析し、地域レベルで最も適切な対応を模索することを目的とする。

「運営主体をとわず、各コミューンにおける保育手段の連携を確立し、空き状況の問合せを共有することを通じて、家族のニーズにより効果的に対応し、必要に応じて認定保育ママや特有の解決策を勧められるようにすること。」

「地域レベルで住民に提供される様々な保育サービスの特徴に関する情報文書は、コミューンと共同で作成されるべきである。」

県は、集団保育所や家庭保育所に補助することで、コミューンの取組を支援する。

現在、ヴァル・ド・マルヌ県のウェブサイトにある保育所申し込みのオンラインサービスを通じて、78の県立保育所だけでなく、ヴァル・ド・マルヌ県の提携自治体にある87の市立保育所にも直接申し込みができるようになっている。

3 ヴァル・ド・マルヌ県の保育施設の概要

ヴァル・ド・マルヌ県内には、県が管轄する保育施設とコミューンが管轄する保育施

設とがある。以下、それぞれの概要について紹介する。

（１）県が管轄する保育施設

ヴァル・ド・マルヌ県には現在 78 の県立の保育施設があり、全て直営で運営しており、約 4,500 人の子どもを受け入れている。

現在フランスでは、自治体が直営する保育施設の中で、コミューン及びコミューン間広域行政組織が運営するものが圧倒的に多い。そのため、ヴァル・ド・マルヌ県は県が直営で保育施設を運営しているという点で特殊であると言える。ヴァル・ド・マルヌ県では、県が保有している保育施設をコミューンに移譲していこうという政策は今のところ無い。

県立の保育施設で働いている保育士の人たちは県の職員である。コミューンが運営する保育施設では、コミューンが直接に保育士と契約をして雇用している。

ヴァル・ド・マルヌ県には約 8,000 人の職員がいて、そのうち 1,900 人ほどが保育関係に携わっている。そのうち、管理・運営をしている人たちは 70 人で、全体として職員の約四分の一が保育関係分野に従事していることになる。

保育施設では、保育士を始めとして多くの職員が働いている。0 歳児では 5 人の子どもに対し 1 人保育士が必要で、1 つの保育施設での受け入れは 60 人までとなっている。概して、乳児が 20 人で、年少 20 人、年長 20 人くらいで構成されている。そのため、多くの人手が必要である。

保育施設運営の経常経費に係る財政面では、15%を親、30%を家族手当金庫、55%を県で負担しており、県の支出が多くなっている。

（２）コミューンが管轄する保育施設

上記（１）のほかに、ヴァル・ド・マルヌ県内のコミューンが管理運営する保育施設も存在している。例えば、県内の 1 コミューンである、シャンピニー・シュール・マルヌ（Champigny-sur-Marne、人口約 7 万 7,000 人）には、下記の 3 種類の保育施設がある。

- ・集団保育所（3 か所）
- ・家庭保育所（1 か所）
- ・複合保育施設（1 か所）

上記のコミューンが直接管理する保育施設に加えて、アソシアションが運営する保育所や企業の保育所、そして県営の保育施設がこのシャンピニー・シュール・マルヌ内には存在している。

４ 保育士の人材確保

（１）現状

ヴァル・ド・マルヌ県では現在、保育士の人材確保が難しいという課題がある。保育

士のなり手が減少しており、官民間わず、また委託であっても、保育士が不足しており慢性的な人手不足となっている。

この人材不足の問題は子どもと直接に接する保育士だけではなく、その他の保育関係の仕事も同様である。例えば小児専門の看護師や、保育所長など、資格が必要な人の人手不足は全国レベルでも発生している。

保育士の人手不足の理由としては、給与の問題がある。給与の金額に民間と公の違いはあまりなく、この業界は給与が月額約 1,600 ユーロから始まって、キャリアの終わりのくらいで 2,300 ユーロくらいまでしか上がらない。

現在の最低賃金が月額約 1,250 ユーロ程度であるところ、保育士の初任給は月額約 1,600 ユーロとそれほど高くはない。キャリアの終わりでも、最低賃金の倍くらいの金額にしかならないため、待遇面からの魅力があまり無い状態である。

パリ近郊であるヴァル・ド・マルヌ県では生活費も高く、月額 1,600 ユーロの給与となると、住居費や移動に必要な自家用車の所有が金銭的に困難である。地方の小さな町などであれば月額 1,600 ユーロでも生活していけるところが多いが、ヴァル・ド・マルヌ県では給与と生活費との関係で問題がある。

保育施設で働くのは女性が多く、管理部門では男性もいるが、保育士として働く 99% が女性である。保育士としての仕事を続けていく上で、そのまま勤務を続けるだけでは昇進することはできず、将来的な展望が描けないということも大きな問題となっている。

また、身体的に負担の大きい仕事であるということも課題である。子どもは元気に動き回って活動するため、肉体的にとっても厳しい仕事であると言える。保育士の人たちは膝をついたり、立ったり座ったりといった動作が多く、不安を訴える子どもの対応もあり、負担が大きい。

（２）人材確保に向けた取組

ア 県レベルでの対応

ヴァル・ド・マルヌ県では、保育士の人手不足の問題に対して、まずは問題となっている給与を上げていかなければならないと考えている。昇給率も高くしていかなければならないが、財源が十分にあるわけではなく、保育士の給与を上げると他事業の予算が不足してしまう点に課題がある。例えば、県レベルで保育ということに特化したので、他の政策を止めて住民に我慢してもらおう、という政策も現在のところは難しいと考えている。

移動手段や住環境の問題については、給与があまり高くないため、その他の様々な社会保障や通勤手当などの面での福利厚生改善が必要となる。保育士たちの住環境については保育士用の住居をヴァル・ド・マルヌ県で用意するなど、保育士の給与以外の待遇面を整えていかなければならないと考えている。

イ 国レベルでの対応

今までは通常、保育士又は保育補助員の免状や看護師の免状が無ければ保育所で働くことができなかったが、法律により 2000 年に導入された免状に関する例外措置が 2022 年にさらに緩和され、心理士、小学校教諭、子どもの課外教育の指導者なども保育所で働けるようになった。

国によるこのような人手不足対策には批判の声もあるものの、広い範囲から求職ができるようになった。

5 職業訓練

日本では保育士が職場での勤務年数を経て管理職に上がるが、フランスでは保育士がステップアップしていくには新たな資格を得る必要がある。勤務年数を重ねるだけでは昇進できないので、保育士になった後、キャリアの展望が見えないという問題が生じる。

それと相まって給与が低いことや、人気のない職業であるということから、職業訓練自体を受けようという人がそれほど多くないのが現状である。

保育の質を維持するためには資格を持っていることは大切だが、その資格が枷になってしまっているような点も問題となっている。例えば 18 歳で、保育士として 1 年の経験しかなく、それが初めての仕事だった場合、もしその仕事が自分に合わない場合に、保育士の資格だけでは他の仕事に転職できる可能性が低い。

生涯的な職業訓練や、他の職業訓練への門戸が開かれるというようなシステムを作っていく必要があり、それが課題である。

またヴァル・ド・マルヌ県では、保育士の能力を上げることに取り組んでいる。県では、保育士個人のキャリアアップにつながる取組に対して、県からの資金的な援助を行っている。保育士資格しか持っていない人たちが看護師の資格を取るときに県からの資金的な援助を行っている。ただし、こうした職業訓練のためには、現場を離れ、免許・資格取得の職業訓練を長く受講することになるので、時間がかかり難しい面もある。これらの県からの資金援助には選抜もあり、希望する人が全て受講できるわけではない。そのため、県の中でキャリアを築いていこうという人たちへの門戸が狭くなっている。

6 保育施設が社会統合に果たす役割

フランスでは幼稚園は 3 歳から義務となっているが、第 3 章第 2 節で説明したように、地域によっては 2 歳から受け入れを行っている幼稚園も存在する。これについて、ヴァル・ド・マルヌ県では、この 3 歳からの義務教育は教育省が決めたこととしながらも、「子どもの就学年齢を低くする」理由は子どもの社会統合のためであり、特に収入の低い人が多く住んでいる地域や移民の多い地域では、2 歳半くらいから受け入れるようにしているとのことだった。背景にある考え方として、早く子どもを親から離し

た方が子どもをより社会化しやすくなり、子どもが社会的なことを身に着けることができるため、子どもを一人で家に置いておくより良いと考えられているとのことだった。

現在フランスでは、県でもコミューンでも、低所得者層を社会統合することができないという問題を抱えているので、これを解決するために、このように幼いときから子どもたちを社会化させていくことが、子どもの将来的な社会統合にも有効であると考えられている。

保育施設は子どもを預かるだけではなく、子どもの予備教育、つまり子どもの知的な部分を呼び覚ますような意義がある。

県で行っている教育プロジェクトとしては、社会統合に主眼が置かれているとのことであった。その次に、文化教育、言葉の教育、子どもたちの体力づくりなどとなっている。それぞれの保育施設でプロジェクトを作って、例えば公共の図書館と協力して読書を行ったり、自然に関して畑を作って作物を育ててみるなどといったことを実施している。

県単位で様々なプロジェクトを企画実施しており、それを保育施設で実施していく。プロジェクトを作るために、ワークショップの開催も行い、保育士や親、子ども達にも参加してもらっている。そういったことを分析して、専門家のグループでプロジェクトを作ってきた経緯があるとのことだった。国レベルでは、国の憲章もあるので、それも参考にしている。

幼稚園が3歳から義務化になり、フランス語ができない移民の子どもも幼稚園に通園している。そうした際に行う対応としては、それぞれの幼稚園の裁量にはなるが、特別プロジェクトがある。例えば言葉がまだ出来ないような子どもには、絵と言葉を合わせて学習させることもある。子どもたちの出身地に注目したイベントや教育として、出身地の歌を歌ったり料理を作ったりする試みも行われている。また3歳くらいの子どもであれば、幼稚園の環境の中に入ると言葉をすぐに覚えていくとのことだった。

親とのコミュニケーションについては、保育施設からの情報を他の言語で作成したりはしていない。しかし、親が外国人の場合は、電話での通訳システムがあるので、親とのコミュニケーションのためにこの通訳を使うことがある。

親との問題は、幼稚園くらいの年齢ではなく、子どもが大きくなって小学校以上で起きてくることが多い。学校などで問題が起きたときに、親とコミュニケーションをとらなければならない時があるが、そういうときには特別なスペシャリストのような人たちが対応している。

7 ヴァル・ド・マルヌ県の先進的な取組

ヴァル・ド・マルヌ県では情報提供の媒体として、子ども関係の雑誌を作成している。他にも、子育て情報はインターネットや、コミューンの広報誌、チラシを作ってコミューンに配布してもらうなどしている。それに加えインフォメーションポイントと

いうものを作り、保育施設の所長などの協力を得て、親が必要なときに情報収集ができるような工夫がされている。そこには県からも情報提供をしており、それぞれの保育施設の所長と副所長がインフォメーションポイントの役を担っている。

保護者が、どのサービスが使えるか相談したいなどの場合は、県やコミューンのインフォメーションポイントを活用できる。例えば、子どもに問題があるような時には、県の母子保護局や、専門機関のスペシャリストに聞いたりすることができる。また、実際に保育施設に通っている子どもで、親との問題があったり、親自身が問題を抱えていることが判明した場合は、保育施設の保育士や先生が県に連絡して、心理士や医者に問題に応じて繋げることができる。

その他の情報提供媒体としてはインターネットのサイトがある。3か月に1回くらい発信している。内容に何を書いて発信するのかについては、それぞれの年齢の子どもについて県の担当者やスペシャリストでチームを作成して考え、県のジャーナリストが執筆するなどしている。

第2節 パリ市内の幼稚園の事例

この節では、フランスの幼稚園で実際にどのような運営が行われているのかについて、2022年11月8日にパリ16区の幼稚園を訪問調査した内容を中心にまとめる。調査では、パリ16区にある幼稚園 *Ecole maternelle Perchamps* の視察を行い、園長の *Olivier ROSSIGNOL* 氏にヒアリングを行った。

1 自治体の概要

パリはフランスの首都で、イル・ド・フランス州（*Région Île-de-France*）内に位置する。面積は105.4 km²、人口は2,162,598人。市長は *Anne Hidalgo* 氏。

パリ16区はパリ市内に20ある区の1つであり、市の西側、セーヌ川の右岸に位置している。この地区は住宅地が主で裕福な人及び高齢者が多く、パリで最も多くの大使館と領事館があり治安もパリ市内では比較的良いところである。また、数百ヘクタールに及ぶブローニュの森と隣接しており、緑豊かなエリアとなっている。

2 幼稚園の施設概要

パリ市内16区にある公立の幼稚園「*Ecole maternelle Perchamps*」は、3歳から5歳まで現在約270名の生徒が通っており、過去に最大で300人程度の生徒がいたことのある規模の幼稚園である。



(図 5 - 4) 幼稚園外観³⁹

幼稚園の建物は2棟に分かれ、2階建てで、2棟の間に校庭がある作りとなっている。メインの建物は中心に大きなホールがある。ホールのほかは、食堂などの特別な部屋を除き、小規模の部屋が多くあり、目的ごとに分けて活用されている。

³⁹ 幼稚園に関する写真は全て、2022年11月8日に Ecole maternelle Perchamps にて著者撮影。写真はプライバシー保護のため一部加工している。



(図 5 - 5) パリオリンピック・パラリンピック 2024 に向けた設置物 (入口)



(図 5 - 6) 校庭



(図 5 - 7) 校庭の片隅での野菜の栽培



(図 5 - 8) ホールで歌う様子



(図 5 - 9) ホールの吹き抜け部



(図 5 - 10) 2 階廊下

この幼稚園は近所に住んでいる子どもが対象で、園児は基本的に歩いて通園する。スクールバスは無い。この幼稚園に通う子どもは、幼稚園から半径数百メートルの範囲に生活している。この幼稚園は公立なので、地域・住所ごとにどこの幼稚園になるか決まっており、幼稚園を選ぶことは出来ない。私立の幼稚園の場合は別で、選んで通うことができる。公立の幼稚園は無料であり、給食費のみが必要となる。

幼稚園は基本的に月曜日から金曜日までで、土日及び祝日は休み。8 時 30 分から 11 時 30 分までが午前の授業。11 時 30 分から 13 時 30 分が食事の時間。13 時 30 分から

16 時 30 分までが午後の授業。幼稚園は 8 時 30 分から 18 時 30 分まで開いているが、16 時 30 分以降は課外授業や預かりとなる。

人数がオーバーして、幼稚園に入れないことはないのか（日本でいう待機児童が発生しないのか）聞いてみたところ、100%受け入れているとのこと。パリは現在、新型コロナウイルスの影響やテレワークの普及によりパリから引っ越す住民が多く、パリ全体で生徒が 6,000 人減ったことも理由としてあげられていた。

3 幼稚園における体制

各クラスに 1 人ずつ担任の先生がおり、1 クラスあたり 25 人前後である。この幼稚園は公立なので、先生は国（教育省）の職員である。担任の先生以外に、パリ市から派遣されている職員（アシスタント）がいる。この幼稚園は、週 24 時間が国家公務員である先生の担当する時間で、それ以外の時間はパリ市から来ている職員が担当する時間となっている。パリ市から派遣されている職員が、授業中のアシスタントであったり、他にいわゆる用務員のような仕事を行っている。

分担の例を挙げると、お昼の食事は食堂に移動して食べるが、その時間は担任の先生は関わらず、午後の授業の準備をする。食事については、パリ市が派遣している職員が面倒を見る。



(図 5 - 11) 食堂

また、16 時 30 分以降 18 時 30 分までの課外授業や預かりについては、パリ市から派遣されている職員が担当する。

他にも、水曜日の午後はフランスの学校は休みとなっている。この幼稚園では水曜日の午後も預かるが、その場合も預かりとしてパリ市から派遣されている職員が担当

する。

国から来ている担任の先生とパリ市から派遣されている職員の仕事は棲み分けがされており、放課後の課外授業や預かり等については、担任の先生は完全にタッチしないとのことで、この点について担任の先生の負担を軽減し、教育に注力させる取組であると感じた。

4 幼稚園での学習内容

政府が掲げる幼稚園での教育目標は、「言語を使う」、「体を動かすことや芸術を通じて行動、表現、理解する」、「自分の外の世界を知る」などである。

この幼稚園では、年齢が上がるにつれて学習の割合を増やしている。具体的には、3歳児クラスでは塗り絵をしたり、絵をストーリーに合わせて並び替えたりしているが、4歳児クラスではゲーム形式で単語のアクセントについて学ぶ。そして、5歳児クラスになると、文字の読み方や書き方の勉強を始めて徐々に言葉に慣れていくなど、学習の基礎となる知識を楽しみながら学んでいく仕組みが作られている。

このほか、子どもたちは、自由に絵を描いたり、園内の遊具で遊んだりして、感性と身体能力を養う。



(図5-12) 生徒たちの絵画作品



(図 5 - 13) 教室（5 歳児のクラス）での歌の披露

また、1 年間で世界の 5 大陸の勉強をしており、バカンスの休みごとに切り替えている。最初はインディアンから始まり、今はオーストラリアのアボリジニについて学んでいる。去年は日本を取り扱い、相撲のコスチュームなどをして楽しんだ。文化について様々な観点から学び、場合によってはその国の食べ物を食べることもある。現在はアボリジニの点描技法を使って絵を描いており、そのような異文化体験を通して、子どもたちは世界の国々の文化についても学んでいる。



(図 5 - 14) オーストラリアについての学習

5 フランス語が話せない生徒への対応

フランス語が得意ではなかったり、あまり話せない生徒への対応については、他の生徒に比べて何回か繰り返して説明するなどの丁寧な対応は行うが、フランス語習得にあたり幼稚園で特別な対応を行っているわけではない。

しかし、子どもは隣の子がやっているのを見たりして学んだり、各年代が一緒に過ごすことにより、年長の生徒が年下の生徒に対して服を着せたりなどの手助けをしてくれるなど、他の子どもとかかわりを持つ中で積極的に話せるようになっていき、おおむね半年くらいでフランス語が話せるようになってくる。

そのため、フランス語があまり話せない子どもが幼稚園に通うことは、今後のフランスでの生活を考える上で大きな基盤になるものと考えられる。

6 3歳からの幼稚園義務教育化

2019年に開始された3歳からの幼稚園義務化について、この幼稚園は義務化以前においても3歳から幼稚園に通う子どもが多かったため、幼稚園に通う人数が多少増えたものの特に大きな混乱などが生じることはなかった。

おわりに

フランス国立統計局の予測統計によれば、フランスの総人口は、2044 年まで増加を続けると見られている。また、フランスの出生率は 2014 年以降減少傾向にあるが、それでも EU 諸国の中で最も高く 1.83（2020 年）となっている。これは日本の出生率 1.34（2020 年）⁴⁰と比較しても高い数値である。

また、フランスにおける家族政策は、1990 年代以降、社会の変遷に直面し、家族を支援していくために、新たに「乳幼児の親が仕事を続けられるよう、家族生活と職業生活の両立を図る」、「子どもの教育問題や子どもとの関係において困難に直面している家族を支援するために、子育てに対する支援をもたらす」といった 2 つの目標が加わっている。これは少子化が進む社会において、子どもを欲しいという気持ちと、家族生活と職業生活を両立させたいという家族の要望を反映している。

そのような社会情勢において制度的に大きく変更があったものが、2019 年から開始された 3 歳からの幼稚園の義務教育化である。大きな理由としては子どもの社会統合のためということがある。県でもコミューンでも、低所得者層を社会統合することができないという問題を抱えており、若いときから子どもたちを社会化させていくことが、子どもの将来的な社会統合にも有効であると考えられている。また、幼稚園に子どもを預けている間に親は就労することができるため、上述した家族生活と職業生活の両立にも繋がるものであると考えられる。

また、調査を行ったヴァル・ド・マルヌ県で伺った保育の現場では、保育士の不足という日本と同様の課題に直面していた。解決のため、国レベルとしては法改正により保育士以外の特定の資格を持っている者も保育所で働けるようになり、広い範囲から求職ができるようになった。県レベルとしては、保育士の人手不足の問題に対して、まずは問題となっている給与を上げていかなければならないと考えているものの、財源が十分にあるわけではないため、保育士たちの住環境については保育士用の住居を県で用意するなどの、保育士の給与以外の待遇面を改善することによる解決策を模索している。

また、パリ市内の幼稚園では、国家公務員である担任の先生以外に、パリ市から派遣されている職員（アシスタント）がいる。国から来ている担任の先生とパリ市から派遣されている職員の仕事は棲み分けがされており、昼食や放課後の課外授業、預かり等については、担任の先生は完全にタッチしない仕組みとなっている。担任業務とその他の業務を明確に区分し分担することで、この点について担任の先生の負担を軽減し、業務を効率化し教育に注力させる取組であると強く感じた。

少子高齢化が進み、子育て環境の整備や改善が今後もより一層必要となってくる日本において、フランスの現状や様々な事例が、日本の地方自治体における子育て政策

⁴⁰ 厚生労働省「令和 2 年(2020)人口動態統計月報年計（概数）の概況」
[<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai20/dl/gaikyouR2.pdf>]
（最終検索日：2023 年 3 月 24 日）

のひとつの指標として参考となることを願い、結びとしたい。

最後に、本レポート執筆にあたり、快く取材させてくださった **Département du Val-de-Marne**、**Ecole maternelle Perchamps** の方々をはじめ、様々な場面で執筆にご協力いただいた全ての関係者の皆様に深く御礼を申し上げたい。

参考文献

- 一般財団法人自治体国際化協会『クレアレポート No.374 フランスの子育て政策－家族政策を中心に－』2012 年
- 一般財団法人自治体国際化協会『フランスの地方自治』2017 年
- 一般財団法人自治体国際化協会『クレアレポート No.517 フランスの地方自治体における社会統合政策』2021 年
- ヴァンソン藤井由実『フランスではなぜ子育て世代が地方に移住するのか 小さな自治体に学ぶ生き残り戦略』学芸出版社、2019 年
- 厚生労働省「統計情報・白書」[https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/]（最終検索日：2023 年 3 月 20 日）
- 内閣官房「こども政策の推進（こども家庭庁の設置等）」[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html]（最終検索日：2023 年 3 月 23 日）
- 内閣府「令和 4 年版 少子化社会対策白書 全体版（PDF 版）」[<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04pdfhonpen/r04honpen.html>]（最終検索日：2023 年 3 月 20 日）
- 中島さおり『なぜフランスでは子どもが増えるのか フランス女性のライフスタイル』講談社現代新書、2010 年
- 牧陽子『産める国フランスの子育て事情』明石書店、2008 年
- Département Val-de-Marne, Territoire, [<https://www.valdemarne.fr/vivre-en-val-de-marne/territoire>]（最終検索日：2023 年 3 月 4 日）
- Ecole maternelle Perchamps, [<https://www.paris.fr/lieux/ecole-maternelle-perchamps-235>]（最終検索日：2023 年 3 月 8 日）
- Ined, [<https://www.ined.fr/fr/>]（最終検索日：2023 年 3 月 6 日）
- Insee, Bilan démographique 2022, [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6687000>]（最終検索日：2023 年 3 月 4 日）
- MINISTÈRE DE L'INTÉRIEUR ET DES OUTRE-MER, [<https://www.interieur.gouv.fr/>]（最終検索日：2023 年 3 月 15 日）
- Unaf, [<https://www.unaf.fr/>]（最終検索日：2023 年 3 月 15 日）
- Vie-publique.fr, [<https://www.vie-publique.fr/>]（最終検索日：2023 年 3 月 15 日）
- Ville de Paris, [<https://www.paris.fr/>]（最終検索日：2023 年 3 月 8 日）

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長補佐 竹内 祐貴

【監 修】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所	所長	野村 知宏
	次長	山城 充
	調査役	神林 真美香
	調査員	Charles-Henri HOUZET